

令和7年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和7年6月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	19番	大関久義君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

18番 大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
総務課長	甘利浩行君
総務課長補佐	木村幸広君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	持丸博之君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
保険年金課長	山口浩之君
保険年金課長補佐	中庭裕美子君
こども政策課長	根本由美君
こども政策課長補佐	岡部隆君
こども育成支援センター長	重原裕美君
こども福祉課長	宮本隆君
商工課長	桑嶋一志君
商工課長補佐	山本明子君
管理課長	鈴木滋君
管理課長補佐	河内和也君
都市計画課長	河原井浩典君

都市計画課長補佐	大嶋信二君
水道課長	古木滋君
水道課長補佐	田中英樹君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

---

#### 議事日程第4号

令和7年6月9日（月曜日）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は18番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番坂本奈央子君、7番安見貴志君を指名いたします。

---

## 一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 政研会の鈴木宏治です。通告に従い一問一答方式で質問します。

今、私たちの暮らしを取り巻く社会や制度は、大きな転換期を迎えています。建築に関する法制度は、安全性と環境配慮を重視した方向へと大きくかじを切り、教育現場では、地域と大学との連携による新たな学びの形が模索されています。さらに、PFASをはじめとした有害物質への対応は、市民の健康と命を守るために、これまで以上に的確で迅速な対応が求められています。

これらの変化は、単なる制度や技術の改正にとどまるものではありません。私たち一人一人の生活の足元に関わる極めて現実的で切実な問題であり、自治体が果たすべき責任、そして議会が果たすべき役割がこれまで以上に問われていると強く感じています。とりわけ地方においては、限られた人的、財政的資源の中で、どれだけ現場の実情に即した対応ができるのか、また制度の変化をいかに市民に伝え、共に歩んでいけるかが、これからのまちづくりの鍵になると確信しております。

私がこの議場から市民の声、現場の実態、そして未来への責任を胸に、三つのテーマ、一つ目に、建築基準法などの改正による市民生活、事業活動への影響と対応。二つ目に、

大原小学校における新たな教育的取組とその広がりの可能性。三つ目に、有機フッ素化合物（P F A S）問題への認識と備えについて、具体的にお伺いし、提言をさせていただきます。いずれのテーマも、市民の安全安心、そして将来にわたって持続可能な笠間市を築いていくために極めて重要な視点であると私は確信しております。

それでは質問に入らせていただきます。大項目1、建築基準法及び関連法令の改正について。

現在、全国的に進む気候変動対策、住宅の長寿命化、省エネ性能の向上といった課題に対応すべく、建築基準法をはじめとする関係法令が大きく改正されました。これは、私たちのまち笠間市にとっても、住宅の新築やリフォーム、また空き家対策、さらには災害時の住まいの確保など、多岐にわたって影響を及ぼす重要なテーマです。

特に市民の皆様や市内事業者の方々からも、今回の改正の内容が分かりづらい、具体的に何が変わったのですかといった声が聞かれています。こうした声を受け、本日はこの建築基準法改正が私たちの暮らしやまちづくりにどのような影響を与えるのか、また市としてどのような対応が求められるのかという視点で質問させていただきます。

小項目①、今回の主な改正点について。

今回の建築基準法及び関連法令の改正の最も大きな目的と、それによって何が解決されると期待されているのか、お聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 4番鈴木議員の御質問にお答えします。

主な改正点についてとの御質問でございますが、令和7年4月から改正施行となった建築関係法令の主なものとしまして、一つは建築基準法の改正による建築確認審査の対象となる建物の規模の見直し、二つ目は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正による建築物の省エネ基準への適合義務化でございます。この改正は、建築物の安全基準への適合を担保し、消費者が安心して整備、取得できる環境を整備すること、省エネ性能の高い建築の推進により環境負荷を軽減するなどが主な目的とされております。

なお、笠間市は、建築基準法及び関係法令に基づく建築確認の審査や建築指導などの権限を有する特定行政庁となっていないことから、改正法令に基づく審査や指導につきましては、特定行政庁である茨城県が行うこととなっております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうしますと、笠間市は特定行政庁になっていないということで、指導とか許可とかそういったものというのは、笠間市では当然出せないわけですよね。

そういった中で、笠間市は窓口業務としてどのようなことをされてるか、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直しにつきましては、これまでは構造関係規程等の一部審査を省略することができました2階建ての住宅などについて、改正により審査が必要となりました。また、省エネ基準への適合義務化につきましては、原則として全ての建築物に対し、屋根、外壁、窓などの断熱性能や住宅に使用される設備機器、エネルギーの消費量について、国が定める省エネ基準への適合が義務づけられたものでございます。

この改正が市民に与える影響としましては、建築確認申請手続において関係書類の作成が必要となることから、作成に伴う建築コストの増加などの影響があると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうしますと、窓口業務の中でこういった確認審査、そういったものを対応したりしながら、県とつなぎながら仕事を進めてらっしゃると思うのですが、そのほか今回の改正の中で二級建築士に係る改正があったというふうに聞いているのですけれども、内容についてお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 二級建築士による法令改正の内容としましては、これまで二級建築士が設計できる建築物の規模は、高さが13メートル以下かつ軒高が9メートル以下に制限されていましたが、改正により、高さが3階以下、かつ高さが16メートル以下の建物へと対象が拡大されました。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ということは、二級建築士の方々が今まで高さ的な制限があって建てられなかったものなんかも、今回の改正によって逆に建てられるようになったという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 議員おっしゃるとおり、法令改正に際しましては、国においてパブリックコメントの手続や関係団体などへの周知が行われているほか、建築確認申請の相談につきましては、特定行政庁である茨城県が対応しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうしますと小項目①を終わらせてまして、小項目②のほうに行きたいと思えます。

今回の法改正でいろいろな方からお話いただいたのですけれども、影響が大きいのが、やっぱり新築住宅だったり既存住宅だったりということで、項目出ささせていただいております。その中でも、やはり大きく影響が出るのが新築なのかなと思えますので、小項目②、新築住宅への影響について。

笠間市内で新築住宅を今回建てる際に、施主や設計者、施工業者が新たに注意すべき点

というのは具体的にございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 新築住宅への影響についての御質問でございますが、今回の改正が市民の住宅新築に与える影響のうち、メリットとしましては、市民が安心して耐震性の高い住宅を取得できる環境が整備され、安心安全なまちづくりにつながること。また、省エネ性能の高い住宅の新築により、環境負荷を軽減し長持ちする家を建築することができるようになったという点が挙げられます。

一方、デメリットとしましては、建築確認申請などの手続に伴い、関係書類の作成などが必要となるため、建築にかかるコストが増加し、新築費用の増加や施工期間が延びるなどの影響が考えられます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうしますと、やっぱりいい点としては、耐震性の高い住宅であったり、環境負荷が少ない住宅、そういったものが大きなメリットにはなっているというふうには感じるのですけれども、逆にデメリットとしては、建築確認申請がどうしても必要になってきた。今までの4号特例という形で出たものがなくなって、新3号、新2号という形で、木造1階建て200平米以下は基本的に厳しくなってくるのかなというふうに感じました。コストの増大と新築費用の増加、工期が伸びるということが、やはりちょっと影響があるのかなと思います。

そんな中で、新築住宅の着工件数などどのように推移しているか、教えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 国が公表しております住宅着工統計のデータによりますと、直近3年間の市内住宅着工件数は、令和4年度が419件、令和5年度が335件、令和6年度が239件となっております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） お話を聞きますと、住宅の着工件数がコロナの影響、そういったのもあるのかもしれませんが、令和4年度から令和5年度、令和5年度より令和6年度という形で100件近く落ちていくという、毎年減少傾向にあるようですけれども、今回の改正によってさらに減少するということはないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 近年の資材価格高騰など、着工数の減少には様々な要因が関係していると考えられますが、今回の改正に伴う建築コストの増加の影響が今後の新築着工件数にも影響を与える可能性はあり得ると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。人口減少社会に突入していく中で、新築着工件数が

徐々に減っている中で、マンションのようなものは増えているというのはよく聞いていたのですけれども、やはり全体的には徐々に減少していくものなのだろうなというふうに思うのですが、そういった中で、昨年も質問させていただいたのですけれども、笠間市の中では3,000戸以上という空き家があるという中で、それをやっぱり生かしていく、空き家ストックなんかを生かしていくためには必要なことが出てくるかなと思います。

小項目③にいきます。空き家なんかを直すためには、既存住宅もそうですし、あとは老朽化してきた住宅、屋根の補修、壁の外壁の改修、いろいろなもの出てくると思うのですけれども、この既存住宅への影響について、今回の改正でどのような影響があるとかお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 既存住宅への影響についてとの御質問でございますが、法令改正時点で既に建築されております既存住宅につきましては、今回の主な改正点である構造関係規定や省エネ基準について直ちに適合を求められるものではございません。そのため、既に住宅へお住まいの方や所有者は、法改正の影響を受けるわけではございませんが、今後増改築などを行う場合につきましては、内容に応じて基準への適合が求められる場合がございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今の御説明を聞きますと、今現時点で家に、既存住宅に住まわれている方というのは特に変更はないということで、それ以外に、最近家を取り壊すなんてこともあると思うのですけれども、家を壊す場合なんかは影響は特に、住み続ける場合とか、あと壊すという場合は法的に問題はないということでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 議員おっしゃるとおり、既存の住宅に改修などをせずお住まいの方などには、特に影響はないものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今現時点で住み続ける、もしくは壊すといった場合には全く問題は、今までと変わらないという形の理解をしましたがけれども、やはり小項目④なのですけれども、増改築とか、大規模な修繕とか小規模な修繕とか修繕という形では、いろいろな形でやはりメンテナンスをしていかなければいけないものだと思うのですけれども、市民が自宅の増改築、修繕を行う場合、今回の法改正によって手続や基準などで変更となる点というのはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 増改築への影響についてとの御質問でございますが、増改築の場合、増改築を行う部分につきましては、新築の場合と同様、改正法令の適用を受け、省エネ基準などへの適合が求められるものとなっておりますので、必要書類を作成し、

特定行政庁の審査を受けるなどの手続が必要となります。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 増改築を行う場合、新築の場合と同様に、法令の適用を受けという形になっているのは新しい部分ということだと思っておりますけれども、リフォームのような小規模のものだったり修繕のような形の部分というのは、今回の改正内容というのを考慮しなければいけないというようなケースは出てくるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 小規模なリフォームや修繕につきましては、建築確認申請の対象とならないものとなりますので、影響はないものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） うちなんかもそうなのですけれども、屋根がやはり傷んできてという形になると、屋根のふき替え工事とか修理というのは結構、一般の方々でも何十年かたつとどうしてもやらなければいけないというふうになってくると思うのですけれども、屋根のふき替えなんかを行う場合は、今回の法改正によって手続が新たに必要になるとか、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 屋根の修繕などを行う場合、大規模修繕に該当するものについては、建築確認申請手続及び基準への適合が必要となります。大規模修繕とは建築物の主要構造物、具体的に申し上げますと壁、はり、床、屋根などのいずれか1種類以上について行う過半の改修が該当するものとなります。屋根のふき替えにつきましては、主要構造物の工事を伴わないふき替えやカバー工法のような施工を行うものであれば、確認申請は不要となります。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 屋根の過半を超えなければ大丈夫というような理解でいいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 議員おっしゃるとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） やはり、屋根の場合、修理だとほとんど問題がないなというふうに感じます。あと、カバー工法が問題ないということで、大きな修繕という形ではなく、屋根の場合には、よっぽどのがなければきっと変わらないのだなというふうに理解しました。ありがとうございます。

それ以外にあるものとしては、よくあるのは、やっぱりどうしても和室の部屋を洋室化をしていくという形がかなり今多いのではないかなと思うのですけれども、和室などを洋室化して行うといった場合に、床とかを畳からフローリングに替えたりとか、壁とかちょっと直したりということがあると思うのですけれども、そういった場合は影響はございま

すでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 部屋の洋室化につきましては、屋根の場合の回答と同様になりますが、主要構造物のいずれか1種類以上について過半の改修を行う場合には建築確認申請が必要となりますが、壁紙やフローリングの貼り替えといった内容であれば、基本的には確認申請は不要となります。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） あと、リフォームになりますと、部屋の洋室化とともに、老朽化がやっぱり大きく影響するのが水回り、特にトイレや台所、お風呂の改築改装といったもの、リフォームというものが多いかなと思うのですけれども、あとはバリアフリー化というのも多分そんな中で一緒に関わってくるかなと思うのですが、そういった場合はどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） トイレ、台所、お風呂などの改修やバリアフリーの改修につきましては、建築確認の申請の対象外となります。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） であると、通常のリフォームだと、もう影響そんなはないというふうに考えて大丈夫ということですよ。分かりました。

私のほうにも質問が来るぐらいですから、多分今後、市や他の部門にもこのような相談事例というのが出てくるのかなと思うのですけれども、市としてもぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思うのですが、その辺の対応はどのようになっていますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 最終的には県の判断を求めることとなりますが、市としても丁寧な対応に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それでは小項目④終わって、小項目⑤についてお聞きしたいと思います。住宅セーフティネットの影響についてという形でお聞きしたいのですけれども、住宅セーフティネット制度において、今回の改正が、セーフティネット住宅の登録手続など、そういったものに及ぼす影響というものはどんなものがあるか、お聞きしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 住宅セーフティネットへの影響についての御質問でございますが、セーフティネット住宅として登録するには、民間賃貸住宅の所有者が茨城県に、高齢者、障害者、低額所得者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録を行います。今回の建築基準法の改正は、基準住宅へ直ちに基準への適合を求めるもので

はないことから、茨城県にも確認はしておりますが、特にセーフティネット住宅の登録手続などにおいて影響はないものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） これからやっぱり少子高齢化といった後、人口減少社会に入っていく中で、独居予備軍とか独居と呼ばれるような人たちがなかなか保証人がいなくて住宅が借りられないなんて問題も出てきますので、やはり住宅セーフティネットのこの住宅というのは重要だと思うのですが、笠間市内のセーフティネット住宅の登録状況について、過去三、四年分でもいいので、教えていただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 笠間市内のセーフティネット住宅の登録状況でございますが、令和4年3月31日現在654戸、令和5年3月31日現在720戸、令和6年3月31日現在816戸、令和7年3月31日現在858戸となっており、令和3年度末から令和6年度末の3年間で204戸の増となっております。令和7年5月28日現在で、登録されている笠間市の賃貸住宅数は858戸でございます。うち846戸が入居しており、空き室は12戸となっております。

登録数については微増という状況であります。今後セーフティネット住宅の登録件数確保のため、広報紙やSNSなどの広報媒体を活用した制度周知を検討してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうしますと、過去3年間で204戸、セーフティネット住宅が増えているという形というのは分かりました。そして、空き室が12戸で、数は充足しているという形で理解はしたのですけれども、やはり今お話いただいたとおり、微増という形で、やはりセーフティネット住宅を必要としている人も当然増えているし、提供してくださる方も増えてはきていると思うのですけれども、SNSとか広報とか本当によく活用して、足りなくなるということがないようにぜひお願いして、私のこの大項目1のほうを終わりにしたいと思います。

続きまして、大項目2、大原小学校での新しい取組について。

笠間市では地域と学校の連携による特色ある教育が少しずつ進んでいますが、その中でも大原小学校の取組は特に注目すべき先進的な事例だと感じております。茨城大学との連携した活動や早朝の見守りといった取組は、児童の学びの質や安心安全な環境づくりに資するものであり、今後の市全体の教育施策においても広がり期待されるものです。

今回は、この大原小学校の事例を基に、地域とともに歩む教育の在り方や市の支援体制について具体的に伺っていかうと思っております。

小項目①、茨城大学のサークルとの連携協定締結について、お聞きしたいと思います。

このたび締結された茨城大学サークルとの連携協定について、締結に至った経緯と具体

的な協定内容、活動の頻度や内容、役割分担などをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

大原小学校と茨城大学のサークルとの連携協定の締結でございます。去る4月23日、大原小学校と茨城大学の教員を志望する学生が集まるサークル「コロンブスの卵の会」との連携締結式を行いました。この取組は、地域とともにある学校づくりを目指して児童と大学生が様々な交流を通して学び合うことで、これからの社会に求められる資質、能力を育むことを目的として実施するもので、県内初の取組となっています。

具体的な取組内容としましては、毎週水曜日の午前9時から午後4時の間、大学生に学校施設、教室を貸与いたします。大学生は、貸与された教室で大学によるリモート授業を受けることができます。授業のない時間帯には小学校の授業補助や学校行事、イベント等への協力を行っていただいております。

経緯につきましては、昨年、茨城大学の教授が行うこのコロンブスの卵の会に高校生も入っておりまして、その高校生1名が大原小学校で教育実習を行ったという実績に基づいて広がった事業でございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 茨城大学のサークルの連携協定を、私も水曜日見にいってきました。びっくりしましたけれども、やっぱり大学生というと普通は教育実習で行く場合には指導教官の評価というものを受けながら学校の中にいるのだなという印象しかなかったのですが、普通に子どもたちも大学生も接しているのを見て、この活動というのは、この広がりというのはこれから先楽しみだなというふうに私も感じました。

そういった中で、この連携を通じて、大原小学校の児童たちの学習意欲の向上や多様な価値観に触れる機会の創出など、具体的にはどのような教育効果を期待していますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、2回目以降自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 教育効果についてのお尋ねですけれども、議員御承知のとおり、大原小学校は単学級でございます。単学級の利点もありますけれども、欠点というのは、教員の定数が決まっております、ほかの学校よりも教員の配置が少ないということで、多様な学習活動、例えば習熟度による活動を行ったりとか、そういうものがなかなか難しい状況にあります。大学生が入ることによって、授業補助で入ってきますので、子どもたちがそれぞれ分からない点とかそういうものを、先生よりも年齢の近い、いわゆる縦の関係ではなくて、斜めの関係の学生たちと交流することによって、子どもたちのやる気スイッチっていつどこで誰が押すか分かりませんので、そういうことで児童たちが大学生による力によって、学力の向上であったり豊かな心の育成であったりという、そういうものが

育成されることを目指して、この事業は取り組んでいるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私も水曜日行ったときには、高校生が4名、大学生が2名、そして茨城大学の先生が1人と、あと高校の先生もいらっしやっていたのですけれども、びっくりしたのは、ほかの私も学校も見たこともあるのですけれども、子どもたちがやっぱり、一つの教室に先生は1人、それ以外に補助をしてくれる人が4人も5人も6人もいるという形になっているので、かなり落ち着いた形で授業を受けているというのは、子どもたちにとってはめったにない経験だろうな、そういうふうに感じました。子どもたちも、ちょっとでも分からないことがあるとすぐに手を挙げて近くにいる人に聞けるという環境というのは、かなり恵まれた環境で教育が行われているのかなという印象を受けました。

そういった中で、今度大学生に、どういうふうを考えるかなと思うのですが、連携する茨城大学の学生やコロンブスの卵の会に来る高校生、この間もラーケーションを利用して4名の方が大原小学校に来ていて、高校生まで来ていると思わなくて最初びっくりしたのですが、そういった中で、大学生や高校生にとってこの活動がどのような学びや地域貢献の経験とかになるというふうを考えてらっしゃるかというのをお聞きしたいのと、継続的な連携のための工夫というのはどういうことを考えているのかなというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大学生のいわゆる効果ということだと思うのですけれども、コロンブスの卵の会というのは約30名の大学1年生から4年生までが入っているサークルなのですけれども、そこに高校生が、最近この授業を受けて、興味を示して入ってきています。ですから、現在50名ぐらいで活動しているのだと思うのですけれども。

先ほどお話ししたとおり、この大学生のほとんどは教員を目指している学生でございます。現在1年生から4年生まで教員免許状を取得する見込みの学生が全部ですので、そういう意味では、今まで大学4年生になって初めて教育実習ということで2週間から4週間子どもたちと触れ合って、いわゆる現場に出てくるという学生が多かったのですけれども、もう大学1年からこうやって学校に関わって、子どもたちと関わるということは、やはり教員にとってもこれから魅力があって、それで教員の魅力の再発見というか、そういうものでも十分役立てるものだと思っています。

ただ、先生方との工夫としては、大学生は週1回しか来ないので、この連携をどこでどういうふうにかリキュラムに基づいてやっていくかという、そういうものを連携する時間というか、そういうものを生み出す工夫をいろいろ考えてやっております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今、教職員への影響を聞こうかなと思った中で回答が少し入って

いたのですけれども、私も「みんなの学校」で有名な大空小学校とかにも何度も足を運んで、普通の人が学校に毎日20人も30人も来て、子どもたちの各クラスに行ってみ守りだったりサポートするという状況の中で、先生たちの成長というのが一番びっくりしたのですね。先生たちは、一般の市民だったり、全国からそういう人たちが来ている中で授業やるので、どんなことがあってもアンガーマネジメントが上手になっていきますし、それが子どもたちに伝わっていくという部分では素晴らしいのかなと思うのですが、教職員の方々、笠間市の大原小学校にいらっしゃる教職員の方々への好影響というか、好循環できるような影響というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先生方への影響なのですけれども、やはり授業が充実してくるというか、自分が行っている授業に補助者がたくさん入ってきますので、自分が目指す授業の形態に合わせて大学生が補助に入るということは、やっぱり学習効果が上がるという点ではとてもいい取組だと思っています。

先生方も、打合せではちょっと、どこの教室に入っていくかというところで、うちの教室に来てもらいたいという先生もいれば、なかなかそういう奪い合いのところはあるのですけれども、先生方にとっても本当に意欲的に自分たちの後輩を育てるという点で有益なものだと考えています。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） やはり、大空の先生たちに立ち話をしたときに、最初はやっぱり監視されているような部分もあるというか、ほかの人がいるということがすごくつらかったのだけれども、慣れると逆に助かるというのは確かにありまして、多分その先生の成長にも学生の成長にもつながるようないい取組なのかなというふうに思います。

この取組について聞きたいのですけれども、この大原小学校のような先進的な取組を、今後、市内のほかの学校へも広げていくというお考えはあるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） この学校は、公民館的機能を有している学校でございます。一般の地域住民の方々も結構利用されていて、入っている学校なので、施設的にもすごくフラットでとても充実した学校なので、この学校を選んで、駅から近いということもあるものですから、それで取り組んでまいりました。

ただ、相手方、いわゆるニーズとシーズの問題というのが一番大きくて、茨城大学のコロンブスの卵の会のようなサークルが今後たくさんできてくれば、うちとしても連携やりたいところなのですけれども、コロンブスの卵の会のほうには他市町村からもう既にオファーが来ていて、ほかの学校に広げるまでの準備というのは難しいのかなと思っていますので、慎重にいろいろ考えながら、今後広げられるところは広げていきたいなと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） これはお願いなので返答はあれなのですが、この間大原小学校に行ってラケーションで来ていた高校生4人なのですが、大原小学校、駅からは近いのだけれども、歩くところのくらいですかね。40分ぐらい多分かかるかなと思うのですが、高校生たちは駅からタクシーに乗っていったら1,200円かかったと。当然、自分たちの自費で、負担をかけて来てくださっているというのもあります。茨城大学の理学部の学生は、1時間ちょっとかかるのですが、自転車で来てくれました。それ以外の方々も、茨城大学の先生が同乗で乗せてきていたり、あとは学生で唯一車を持っている人がいて、その人が乗せてきてくれているという実情を聞いたので、市として、これから高校生、また桜ノ牧が来るとか、いろいろな話をそのときにも茨大の先生から聞いたので、何らかの形の支援とか施策というのを考えていただけたらいいなというふうに思いながら、小項目①を終わりにしたいと思います。

次、小項目②です。早朝見守り活動について、お聞きします。

本年度、令和7年第1回定例会で小一の壁について質問をさせていただいて、早朝見守り活動の導入をお答えいただきましたが、その導入経緯についてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 早朝見守り、大原小学校での見守りについてお答えをしたいと思います。

議員からお話があったとおり、この活動は4月から始めた活動でございますけれども、保護者の子育てと仕事の両立を支援する、いわゆる小一の壁をなくすための取組として、全県的にはおそらく笠間市、今回大原小学校が初めての取組だったと思うのですが、朝の7時から7時45分の45分間、早朝見守りをするということで、導入に向けて昨年度末から準備をしております。

導入に際して、大原小学校の保護者に対して3月に、早朝見守り制度ができた場合、利用したいかというアンケートを取りました。保護者の回答結果につきましては、実家庭数91件に対して71件の回答がありまして、利用したいと答えた方が23.9%、それから検討すると答えた方が38%、利用しないが38%であったため、一定の需要があると判断して4月から実施をしている状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 4月から実施されているということでございますが、私も実現させていただいて本当に、北関東だけでも笠間市、大原小学校だけしかこの活動やってないと思うので素晴らしいと思うのですが、実際にその早朝見守り活動の現在の実施状況を、頻度とか時間帯とか、時間帯7時から7時45分ですかね、参加人数とか構成などを教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

現在のところ、需要はあったのですが、申込みは1名になっております。その1名につきましても小学校1年生ということで、雨の日が主に保護者が働きづらいということで、雨の日に預けたいということで現在見守りを行っております。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 全国的には2%から3%、初年度というのが多いので、大原小学校の児童数を考えると、1人というのも初めはそうなのかなというふうに思います。

そういった中で一番、アンケートを見たりネットで調べている中では、預けるといのはちょっとまだ初めてのところが多くて不安だという形もあって、動向調査をやったサウンディングをやったのにもかかわらず、やっぱり利用者が少ないというのは全国的な傾向であるのだと思うので、これからやっぱりそれを見て、地域の人たちと共にやっていけば増えていくのかなと思いますので、ぜひこういった取組を進めていただきたいと思うわけですが。

そんな中で、この大原小学校のような先進的な取組を、今後、市内のほかの学校へ広げていくというお考えはありますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

やはり、シーズとニーズのバランスというのが一番、考え方で重要な部分だと思っています。大原小学校のように空き教室があつて、空きスペースをうまく活用できる学校とか、そうでない学校とありますので、あとは一定数、保護者の需要があるということで、アンケート調査等を今年度取りまして、そのニーズについてはちょっと把握して、今後検討してまいりたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ぜひ、御検討いただいて、子育てしやすい、日本一子育てしやすいまち笠間という形で実現していただきたいなというふうに思います。

それでは、小項目③に行きます。今後の展望についてお聞きしたいのですが、茨城大学サークルとの連携や早朝見守り活動といった新しい取組を踏まえて、大原小学校が目指す今後の学校運営のビジョンとか、特色ある教育活動の展開について、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現在、大原小学校は、少人数のよさを生かした大原スタイルというものを構築して、授業を進めております。具体的には、個人の学習カルテを作っておりまして、積極的に学び合いを取り入れるなど、個々に応じた手墨の入った学習が展開されておりまして、例年行われている学力テストにおいても、県平均を大きく全ての教科で

上回っております。今後もこのような充実した教育活動がさらに展開できるよう、茨城大学サークルとの連携、それから早朝見守り等を充実させて、保護者の子育てと仕事の両立を支援する、子どもたちの学習への思いを開花させる、そういう活動を作り上げて、選ばれる学校、選ばれる市町村を目指した特色ある学校づくりをしていきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 児童数の減少が進む中山間地域の学校として、大原小学校が今後も魅力ある教育環境を維持して地域とともに発展していくために、市の教育委員会としてどのような支援策を中長期的には考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほども申し上げたのですけれども、全て16校の学校は、魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりを進めるために、ビデオですかね、プロモーションビデオ作成してホームページに載せるなどやっています。特に、大原小学校は公民館的機能も有して、全てノーマライゼーションで教室も造られているので、たくさん子どもたちがここに通ってほしいという思いがありますので、魅力ある学校づくりをつくることによって、ほかの市町村から笠間市を選んでいただく、それから笠間市内の学校から大原小学校で学びたいという、そういう気持ちが湧き上がるような取組というものを、後ろから応援していきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 特色ある学校づくり、地域とともにある学校づくりの大切さを確認できたような気がします。今後も、魅力ある笠間市となるようにぜひ頑張ってください、大原小学校がいっぱい入れませんとなるぐらいになるとすばらしいなと思いますので、よろしく願いして、大項目2を終わりにしたいと思います。

続きまして、大項目3、有機フッ素化合物（PFAS）の本市の対応について、お聞きしたいと思います。

環境と健康に関わる重要な課題についてなのですが、令和6年第3回定例会でもこの問題については質問させていただきましたが、世界や国内の状況が大きく変わりつつある中で、本定例会で確認の意味を含めて質問させていただきます。

アメリカでは目標値として、PFAS、PFOS合計70ナノグラムパーリットルだったものが、4ナノグラムパーリットルに制定するよという話が出ていましたが、トランプ政権になって、2029年にそれを導入すると言っていたものが先送りになったなんてニュースも流れたり、北関東の市では市の上水道の原水で暫定基準値50ナノグラムパーリットルを超えるなんていうのもニュースになりました。さらに、県内の複数の自治体で井戸水や専用水道が暫定基準を超えるという状況が出ている中で、再度質問させていただこうと思いました。

PFAS自体はその残留性や蓄積性が問題視され、国内外の規制の強化が進んでおりま

す。水や土壌を通じて私たちの生活に影響を与える可能性があり、市民の中にも不安の声  
が徐々に聞かれるようになってきました。現在のところ、笠間市で深刻な状況は報告され  
てないと思うのですが、いざというときにどういう対応をするかとか、暫定的な調  
査や情報提供があるのかといった点で、市の姿勢が問われるような状況になっていると思  
います。そこで今日は、PFASに関する現在の認識と対応状況、また今後の体制整備に  
ついてお伺いしていきたいと思ます。

小項目①、有機フッ素化合物（PFAS）の規制を取り巻く状況ということでお聞きし  
ます。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 4番鈴木議員の御質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物（PFAS）の規制を取り巻く状況との御質問ですが、水道において  
は、令和2年度に水質管理目標設定項目に位置づけられており、暫定目標値として、特に  
有害性の高いとされているPFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラム  
と設定されております。

国の動向ですが、この目標値等の見直しについて、令和7年2月6日の中央環境審議会  
水道水質・衛生管理小委員会において方針案が議論され、令和7年5月8日に中央環境審  
議会会長より環境大臣へ水質基準への引上げの答申をしております。内容につきましては、  
基準値については、これまでの暫定目標値と同じPFOSとPFOAの合算値で1リット  
ル当たり50ナノグラムと変わっておりませんが、位置づけにつきましては、これまでの水  
質管理目標設定項目から、水質基準の項目に格上げとなります。水質基準に格上げになり  
ますと、基準値を超えた場合の改善が、法律により義務づけられることとなります。また、  
検査回数はおおむね3か月に1回以上ということとなりまして、これらの施行時期につ  
きましては令和8年4月1日からとなる方針でございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 水質管理目標設定項目の暫定目標値50ナノグラムパーリットルが、  
令和8年4月1日からは基準値という形で、国の基準としては厳しい基準に上がるという  
ことのご理解でよろしいですね。

そんな中で、すみません、今、水質結果というか、多分その後もやられていたと思うの  
ですけれども、前回の私の一般質問の後どのような変化があるかということ、どのような  
検査をやったかというのを教えていただければよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 笠間市のまず検査についてですが、宍戸浄水場と吉岡浄  
水場2原水に対しまして、令和7年度、今年度は年6回に検査をしまして、おおむね2か  
月に1回の検査を実施する予定となっております。また、県企業局所管の県水についても、  
令和6年度より年12回、おおむね1か月、今年度もおおむね月1回のペースで検査をする

と聞いております。

その結果についてですが、令和7年度、笠間市で水道水については5月8日に実施したところ、1リットル当たり2ナノグラム未満という結果になっております。県企業局所管の県水についても同様に、1リットル当たり2ナノグラム未満という結果でございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 令和6年度が6ナノグラム、令和5年度が2ナノグラムになって、また2ナノグラムになって、本当に微妙な差ぐらいしかないということですよ。全然問題ないのだろうと思うのですけれども。

今までは、国の基準値に上がると3か月に1回はやらなければいけないというふうになっているものが、笠間市は今2か月に1回に変えたという考えでよろしいでしょうか。であれば、県のほうも1か月に1回ということであれば、かなり安心できるかなというふうに思います。水質検査、これから先もやはりしっかりやっていただいて、安全安心な水を提供していただきたいというふうに思います。

小項目①を終わりました、小項目②に移りたいと思います。上水道だけでなく、PFASの汚染というか、基準はいろいろなところに影響してくるわけですが、そういった中で、小項目②、地下水や公共水域の状況について、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 4番鈴木議員の御質問にお答えします。

地下水や公共水域の状況についての御質問でございますが、地下水の状況につきましては、飲用井戸水の水質検査は一般細菌や大腸菌など13項目の定期検査を井戸の設置者が行うこととなっておりますが、この13項目にPFOS、PFOAは含まれていないことから、検査を希望する場合の検査機関等の御案内をするとともに、市による独自調査を実施しております。昨年度実施しました調査では、災害時協力井戸として登録いただいている個人所有の井戸から、笠間、友部、岩間地区の各1か所のPFOS、PFOAの調査を実施しました。いずれの地下水も、環境基本法に基づく水質汚濁に関わる環境基準による要監視項目の暫定指針値の超過はございませんでした。

また、公共用水域につきましては、茨城県の水質汚濁防止法に基づく測定計画では、PFOS、PFOAの調査を開始した令和3年度からこれまで本市が調査地点として選定されていないことから、公共水域での調査は実施されておりましたが、茨城県企業局、先ほども上下水道部長答弁しましたが、潤沼川浄水町で毎月実施している潤沼川から取水した水の水質検査では、水道法に基づく暫定目標値の超過がないことが公表されているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私が質問させていただいて、民間の井戸は検討するといった返答を確か前回の定例会でいただいたと思うのですけれども、今回は3か所で実施していただ

いたという形ですが、どの地区でやられたのか、あと結果を教えてくださいよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市内3地域、笠間、友部、岩間地域各1か所実施しました。本年2月に実施しまして、笠間地区がPFOS、PFOAの合算値で1.1ナノグラム、友部地区は合算値で7.1ナノグラム、岩間地区につきましては定量下限値未満、いわゆる正確に測定できる数値未満の結果でございました。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 災害用の井戸という形で優先的に選んで多分やっていただいたのだと思うのですが、これはお幾らぐらいかかるものなのでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 1検体というか、PFOS、PFOA両方合わせますと約14万円ぐらいかかると確認してございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） としますと、やはり普通の一般家庭が毎年PFOA、PFASを検査しようとする、かなり厳しい状況なのだろうなというふうに思うのですが、今後もこの一般の災害救助用の井戸とかそういったところを、検査を市のほうとしてやっていくというような考えはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 地下水に関しましても、継続していきたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 市民のほうからもPFASとかPFOSに関して不安だという声もないわけではないので、ぜひ今後もそういったものを拡充していただけたらいいなと思うのですが、費用がかかることなので、その辺のバランスをしっかりと見ていただいて進めていただきたいと思います。

もう1点聞きたいなと思っていたのは、今後の予定なのですが、小項目③のほうに移ります。今後の測定予定についてなのですが、今、民間の井戸のほうは分かりました。

そういった中で、今後、笠間市としてPFASに関する定期的な環境モニタリング調査などをどのように計画しているか、そしてその対象範囲や頻度、公表方法について、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほど、地下水を継続してまいりたいという話は申し上げたと思います。先ほど、環境全体のお話ししたときに、我々所管する範囲としまして公共水域というものがございます。河川や湖等のものがございますが、公共水域に関しまし

ては県の計画に入っていないことから、これまで実施されておりました。しかし、議員も御指摘のとおり、国内や県内においても様々な地点での検出結果や、また健康への影響等も危惧されているところでございます。そういった部分の中では、今後、市内の公共水域での実施という部分につきましても、行ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。

また、これまでは、PFOS、PFOAの検査につきましての井戸の設置者への御案内等は広報等も行ってございます。また、検査結果についても、ホームページで公表してございます。また、このような人体への影響、公共水域も含めた測定結果、ほかにもしているものもございます。それらにつきましても、積極的な公表をするとともに、分かりやすい対応としまして、これからも積極的な対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） しっかりとした御回答いただき、私も安心したのですけれども、やはりまだ、まだというか出ては困るのですけれども、もし出たときの対応とか、そういったことも当然考えられているとは思っているのですけれども、安心して水道が飲める、そして安心して住み続けられる笠間市を守っていくためにも定期的な検査、そして情報公開、そういったものをしっかりと、広報活動も併せてやっていっていただきたいと思っております。

私もPFAS、PFOSの情報探したら出てはきたのですけれども、ほかの市町村だと、PFAS、PFOSがどのくらい心配なものなのかとか、特集ページなんか作っているところもあったので、そういったことも実は上下水道部と一緒に考えていただきながらやっていただけるといいなというふうに思いました。

本日は、建築基準法はじめとする関連法令の改正への支援の対応、地域とともに歩む学校教育の在り方、そして市民の健康と環境に関わるPFAS問題という、いずれも市民生活に深く関わる三つの重要課題について、質問させていただきました。これらのテーマに共通するのは、制度が変わる中で市民がその変化に取り残されないよう行政がしっかりと説明し、支え導いていけるかどうかという点であります。法改正があっても、それが現場で理解され、実際に生かされなければ意味がありません。教育においても、制度の整備だけでなく、子どもたちの心に届く本物の学びをどう支えるかが問われていると思っております。そして、PFASの問題は、まだ顕在化していない今だからこそ、先を見据えた備えと情報公開、説明責任が極めて重要だと考えます。

私たち議員は、制度と現場をつなぐ橋渡し役であり、市民の声を政策に届ける責任を負っています。現場の課題に目を向け、声なき声を拾い上げ、それを基に持続可能で安心して暮らせるまちづくりを築いていくことこそ、私の使命だと確信しております。目まぐるしく変化する社会の中にあっても、笠間市が一步一步確かな足取りで前進していけるよう、今後も引き続き、現場主義と未来志向の視点を大切に、誠心誠意取り組んでまいります。

以上で私の一般質問を終わります。どうも、ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番安見貴志君の発言を許可いたします。

安見貴志君。

〔7番 安見貴志君登壇〕

○7番（安見貴志君） 7番、かさま未来の安見貴志でございます。事前の通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。大項目は二つでございます。よろしく願いいたします。

それではまず、大項目1、デジタル化推進と地域コミュニティ維持との相反性についてということで、質問をいたします。

近年、行政手続や買物、情報共有その他あらゆる場面でデジタル化が進んでおり、他人に聞かなくても、教えを請わなくても必要な情報や品物が手に入るようになり、人々の生活あるいは仕事をする上での効率性や利便性といったものが向上しております。見回してみますと、行政をはじめとして企業や教育機関、建設工事や農林水産の分野まで、あらゆる現場が急速にデジタル化の推進が図られ、それなりの効果や成果を上げていることは疑いようのない事実であります。

よい効果が現れているということは進むべき道としては間違っていない、そう言えるものと考えますので、そういう意味では、私も世のデジタル化推進に異論を唱える気はありません。情報通信技術の進歩に合わせて、デジタル化を進められる部分はさらに一層推進をしていただき、人々の利便性向上に寄与することを期待するわけであります。

ただ一方で、これを地域コミュニティ維持と絡ませて考えてみた場合、顔を合わせた会話や地域行事といった、これまで地域コミュニティーを支えてきた人と人とのつながり、これが希薄になってきているように感じます。デジタル化が進むにつれて、他人に聞かなくとも会話しなくとも、あらゆる情報に触れることができるようになったわけですが、大変便利になってきたといえる反面、他人との会話の機会が減った。減ればそれだけ交流の機会も減るということにもなりますから、これまで昔から築き上げてきた地域のつながり、いわゆる地域コミュニティーですが、それが希薄になる懸念があります。懸念どころか、実際に希薄になっております。ということは、デジタル化の推進は、地域コミュニティ維持にはマイナスの作用が生じるということになり、つまりこの両者は本質的に相反する関係性があると考えられます。

行政は、地域コミュニティ維持を大切に考えていると私は認識をしておりますが、推し進めるデジタル化との相反性、これをどのように捉え、そしてうまく解消していくのか。この両者は共存、融合の道があるのかどうかをお伺いさせていただきます。

小項目①、相反性の認識についてということで、まずは行政としてその認識があるのかないのかをお伺いたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 7番安見議員の御質問にお答えいたします。

相反性の認識についての御質問でございますが、市では市民サービスの効率化や業務負担の軽減を図るため、様々な分野でのデジタル化を進めているところでございます。その一つとして、区長回覧の電子化については、区長や役員業務の負担軽減と市民への迅速な情報伝達を目的として、現在各行政区に協力をいただきながら、実証実験を進めているところでございます。

議員の御質問の件につきましては、これまで実証実験を行ってきた地区へのアンケートの中でも、同様の御意見は把握しております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今の答弁ですと相反性の認識はあるというふうに聞こえたのですが、その認識で間違いはないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 相反性の認識でございますけれども、今回のアンケートの中でそういった御意見が出てきたということはしっかりと把握しておりまして、それは受け止めたいというふうに感じております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） では、今後、あるという前提で質問を進めさせていただきます。ないと言われると、本当にそう思うかとさんざん突っ込もうと思ったのですけれども、どちらかといえばあるという感触を持ちましたので、そのようにしたいと思います。

そうですね。回覧文書デジタル化ということでやってくると、顔を合わせない関係が増えてきますので。地域コミュニティーですけれども、これって顔の見える関係性とか、リアルな接触を基盤としてるといえると思います。一方で、デジタル化、回覧のデジタル化になりますと、オンラインで各々が見るということになりますから、オンラインの世界ですと、匿名性とか非対面というものがその性格として挙げられるようになります。そうすると、やっぱり整理すると、地域コミュニティーは顔の見える関係ですね。顔の見える関係。デジタル化のほうは当然顔と顔合わせないので、非対面性ということもありますし、匿名でいろいろなことができちゃうということで、やはり相入れない関係といえますか、やっぱり相反するところがありますので、部長答弁おっしゃるように、実験の結果を通じて、そういうところがあると認識をされたのは当然かなと思います。

回覧文書のデジタル化というところもそうなのですけれども、いろいろなところでデジタル化ってやっぱり進んでおりまして、今日の行政区に関してのお話で1例を挙げさせてもらいますと、昔は行政区役員間の連絡というのは紙の文書で、区長なり役職のある人が届けたりしてやり取りをしていました。回答くださいと。回答は電話とか紙とか、幾つかありました。これが、私どもの行政区になりますと、今はLINEアプリを使うのですね。それこそ年齢的には後期高齢に該当する方までいらっしゃいますし、下は30代までいらっしゃいますけれども、LINEアプリを駆使しているのですね。そういう意味では、一定程度デジタル化推進が図られてきています。便利なのです。雨が降ろうが夜中だろうが、必要な情報は送って、読むほうが都合のいい時間に見られるということ。

ただ、顔を合わせませんので、何月何日何時からどこどこで会議をやりませう、お願いします、これだけなのです。返事は、分かりました、承知しましたと。余計な会話がないうのです。これ紙の文書ですと、届けたついでにちょっと話をしたりする場面ってあるわけですよ。会議やりませう、お伺いします。そういえばあれってどうなった、こうなった。ところで、誰さん最近姿を見ないよね。そうだよ、入院してるよみたいなどころですね。いろいろな情報が、ついでに入ってくるのです。

こういうやり取りが、ひいてはコミュニケーションの形成に役立っていたということなので、世の中がデジタルが推進されて情報はいろいろ取れるのだけれども、顔合わせなくて必要最小限の会話、ついでの会話とかがなくなったらどうなるのかなというところで、いろいろ危惧をするわけでありませう。

相反性については、あるのかないのかは今お伺いしましたので、あるという前提ということで認識をしましたので、次に移りたいと思ひます。先ほど答弁でありませうけれども、令和6年2月から3月にかけて、広報紙の広報かさま及び広報かさまお知らせ版などを、特定の地域の世帯に配布せず、パソコンやスマホで閲覧してもらひ回覧文書の電子化の実証実験が行われませう。

この実証実験を通してどのようなデータが得られたか、先ほど答弁ちょっと触れていただひませうけれども、どのようなデータが得られたか、これを伺ひたいと思ひますので、小項目②、回覧文書の電子化実証実験について、これについて簡潔にお答ひ願ひます。お願ひします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 回覧文書の電子化の実証実験との御質問でございますけれども、令和6年2月から3月にかけて八つの行政区で実証実験を行ってまいりました。実証実験のアンケートの結果につきましては、回覧文書の確認方法についてということの内容で、今後はスマートフォンで確認したいが25%。さらに見やすくなれば今後はスマートフォンで確認したいが22%、紙媒体での回覧文書の設置があれば従来の回覧方法でなくともよいがござひまして、そちら合わせまして16%となっております。この結果から、従

来の回覧文書ではない方法でもよいと考えている市民が63%いました。一方で、従来の回覧で回覧文書を確認したいという市民が34%いることも分かりました。また、議員がおっしゃるとおり、住民同士の交流が低下するおそれがあるという御意見も把握しております。

以上のことから、市民の御意見をいただきながら回覧文書の電子化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 私も、今、部長答弁ございましたけれども、アンケートの集約結果目を通していただきました。おっしゃるとおり、パーセンテージとしては、今言っていたような結果があったわけでございます。認識としては、そういったパーセンテージで結果として現れてきましたが、これ全世代を通しての総合的な結果だと思います。これ、世代間の認識の差ということで分析をしますと、今言われた60%超えの部分と34%の部分というのは、違いというものはあるのでしょうか。例えば、若い世代と年配の世代、違いというものはどうだったのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） アンケートの世代間ということでの御質問だと思いますけれども、そういった世代間での集計、取りまとめということは、年代別で行ってはございません。

ただ、年齢層のほうは確認しております、全体で回答者数が390世帯でございます。回答者数が390世帯です。そのうち、年齢別に分けますと、20代の方が1%。30代の方が7%、40代の方が10%、50代の方が17%、60代の方が21%、70代以上の方が44%ということで、比較的高齢の方のアンケートの回答が多いというようなことでございます。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 多分、今後の地域コミュニティーを真剣に考えている方は、回答に積極的だったのではないかと私は思っているのですよ。それが、やはり50代以降ですか、17%、21%、44%と数が増えています。ですから、今後の地域コミュニティーを大事に思う方であれば、いやいや、こういうふうな面があるよと。褒める点と、いや、いろいろと修正なり検討しなくちゃならない点というのを、きちんと分析して挙げていると。面倒なことがなくなった人はこれでいいよと、簡単に済ましてしまうかもしれないのですけれども、そういうことがあるのかなと思います。

390世帯という回答数が、分析値としてきちんとしたデータを取るのに有効な数字かどうかというところ、ちょっと私気になったのですけれども、配布世帯数762世帯で回答数390世帯なのですね。回答率として、51%なのです。だから、51%なのでまあまあ、統計取るための分析としてはぎりぎりなのかなとは思いますが、もうちょっと残りの約半分の方たちがどの世代の方でどう意識を持っているかというのが気になりまして、それが入ってきて、果たして先ほど言っていたパーセントがどのくらい変わるかという

のが興味としてはあるところでございます。

アンケートの中身を、いろいろと私も記述式で書いてあるところをざっと目を通させていただきました。そうすると、やっぱり賛成意見、反対意見それぞれ、なるほどなところところはたくさんございました。両方の御意見、別に賛成でなくちゃいけないとか反対でなくちゃいけないとかそういう立場に寄る気はないのですけれども、それぞれやはり、なるほど、なるほどと納得させられました。

ということは、デジタル化の実証実験ですから、今後、紙媒体なくしてどうなるかということを試されたわけですから、現時点では結論出ないのかもしれませんが、この実証実験のアンケートの結果を踏まえて、電子化の推進というものをさらに進めていくのか、いや、それともアンケートの結果ではやっぱり一定程度従来の回覧文書がいいということもあるので、従来どおりの紙発行は続けるという、その二つですけれども、これをどのように考えるのでしょうか。

片方だけにやはりシフトしていくのか、それとも併用になるのか、それとも一旦デジタル化はちょっと足踏みして止まっていくのか。ちょっとその辺のお考えありましたらお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 先ほどの回答率が51%というようなところで、その指標で今後の、何ていうのですかね、判断をしていくのかというような御質問だったかと思うのですけれども、実際に先ほど回覧の回答していただいたのは390世帯でございます。

ただ、今も実証実験に取り組んでいる自治会というのがございます。令和5年度は8区でございます。それが、先ほどの回答のアンケートの内容でございます。令和6年度につきましては12地区、令和7年度につきましては4地区ということで、実証実験合わせると24地区実施していくこととなります。そういった中で、アンケートも引き続き実施しながら回答のほうをいただきながら、小さい言葉も拾って進めていければというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 実験が継続中ということでございますので、各地区によってもしかしたら差が出るのかどうか、そういうことも踏まえまして、さらに実態に近いような結果を得て、最終的な御判断はしていただきたいと思います。いずれにしても、今年、来年で大きく切り換えかどうかというのは判断をするための実験ではないでしょうか、どういうことが皆さんの意識の中にあるのか、それから地域の事情とをマッチングするのかしないのか、そういうところを見極めていただきたいと思います。

電子化を進めるという意図の基でこれ実験やっていますけれども、一方で、公共施設とかコンビニ等ですけれども、その広報かさまなどを置いてありますよね。あれについては、今後も置くことは継続はされるのでしょうか。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） やはり、どうしても紙媒体での情報が欲しい。いわゆる、スマホとかパソコンとかが苦手だというような方に対して、公共施設、本庁であったり支所、また図書館であったり公民館など、また民間施設につきましては、スーパーであったりコンビニであったり、そういったところに今現在配置しております、今後も引き続き進めていく予定でございます。また、新たにデマンドタクシー内での配置というようなことも可能かどうかというの、今後進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） デジタルの機器の操作が苦手とか、そういった方のために紙媒体を続けていただくというのは大変重要ですし、そのとおりかと思えます。紙媒体は、そうすると当面なくなるのだからという気はしているわけでありませう。

紙媒体を区長回覧方式ではない方法で置くことについて、ちょっと一つ言いたいことがございまして、紙媒体を回覧でもらわなくても手に入るよというところが引き金となりまして、要は行政区、行政区といっても自治会の話になりますけれども、そこから抜けると、要はコンビニとかで手に入るから、自分のところに回覧まわしてこなくて結構。つまり、回覧が要らないから、私は行政区を抜けますというような理屈が成り立って、そういうのを言われて、結構、役員とか班長なり回覧を持っていくとそういうことを言われて、対応に困っているという声をよく聞きます。抜けたということは、地域コミュニティーという話さっきからしていますけれども、地域内でのその方との関係性というものが、全体として希薄になってきます。そうすると、地区内で清掃活動とかを行う際の意味疎通とかもなくなりますので、全体として共助の精神が育たないとか、地域内での孤立ですね。そうすると、ちょっとしたことで近所間のトラブルにつながりかねないと、こういった現象も起きてきております。

なので、デジタル化で各々が個別に情報を手に入れられるというのはそれはそれでいい面もありますけれども、やっぱり紙媒体残して人から人へ顔を合わせるというようなことが起きるような、昔からの回覧というものは何か当面は無くせないのではないかないうふうに考えるわけでありませう。そういったところについて、行政はどう思われますか。答弁があればお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 先ほど、自ら情報を取りに行ける環境になってしまうと、行政区のほうに加入する、もしくは脱会するというような方が出てきてしまうのではないかなという御質問だったかと思うのですけれども、先ほどご紹介したアンケートの中にもそういった御意見というのがはっきりとはないのですが、そういうニュアンスの御意見というのが入っておりました。

実は、こちら回覧板、デジタルによる回覧ですね、ホームページであったり、そういっ

た、前からホームページとかそういうものを載せておまして、公共施設にも回覧文書なんかも置いておるのですけれども、そういった自ら情報を取りにいける環境は前からございました。そういった中で、自ら取れるので行政区から抜けますよというような、区長からのそういったお話であったり、相談というのは今のところなかったもので、その辺については、それほどではないのかなというふうに認識はしております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） なるほど、以前からあったというところは、そのとおりにかと思えます。

そこでもう一つ聞きたいのが、そういった公共施設に紙媒体を置き始めるタイミングなのですけれども、一部聞いたところによりますと、行政区への配布のタイミングと公共施設へ置くタイミングがずれている。つまり、回覧を見るよりも早く、回覧配られるタイミングより早いタイミングで置いていると。そうすると、回覧回ってくるのが遅い、何やっているのだというような理屈までつくことになって、そんなのでは意味ないからやっぱり頼らないで、そっちからもらうから抜けると。

結局、行政区の関わりというものから抜けるいい口実にされている可能性があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 安見議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、御指摘の区長宅に届く前に、例えばコンビニなどに並ぶということは望ましいことではありませんので、コンビニなどに最低でも同日に並ぶように周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） やはり、先にコンビニ等にあるという現象があったということで、今、認識をいたしました。

コンビニもそうですけれども、雑誌なんかでも発売日の前に置いてあったりというコンビニとか本屋が昔あったかと思えます。多分、それと同じ現象ですね。いつ並べたらいいものかというところまでお店のほうは重きを置かず、来たからもう並べちゃおうというところがあったかと思えます。ただ、それが結果として、夕方コンビニに寄って帰ってきたら文書があった、持って帰ってきた。本当の回覧で回ってきたのが、それから3日も4日も後だったという、やはり決して区長とか役員が怠慢ではないのですけれども、遅い。遅いから意味がないという理屈になるので、その辺はよく考えていただきたいと思えます。

それともう一つ、デジタル化というところで、いわゆる広告として考えた場合、お知らせとして考えた場合に、デジタル化でちょっとこういう面はどうなのかなということをお話しします。回覧をしている広報かさまとかお知らせ版ですね、こういったものは、行政として知らせたいもの、見ておいてほしいものだと言えらると思えます。そうすると、目に

つかせるとか目に留まらせるといった、目に留まらせるといったことがないと、広報としての意味をなさないと思います。今の時代に言い換えると、プッシュ型とでもいうのでしょうか。お知らせをする側から知らせたい人に対してアクション起こさなければ、効果は出ないと思うのですね。もしくは、見といてくださいねというような通知でも来ないと、これデジタルの場合ですけれども、一般の方はお知らせがあることすら気がつかないかと思っています。それでは、広告とかお知らせとしては意味がないことだと思っています。

よくいろいろなことが市のホームページ載っている、御案内はホームページでしていた、募集等はホームページでしていたというのが結構あるかと思いますが、ある意味、広報としてはちょっと片手落ちといいますか、そういうことだと私は思っています。デジタル化というのは、そういう面をはらんでいるということでございます。広報とか周知面でのその効果、これが弱まってしまうばかりか、人と人が顔を合わせないため、地域コミュニティーの醸成とか維持に関してマイナスの効果、作用、これが働いてしまうと。そう思っている方がいるからこそ、実証実験のアンケートにもそれらしい記述が幾つかあるわけでございます。ですから、今後、実証実験を踏まえて電子化を進めていくかと思っておりますけれども、どこに重きを置いてデジタル化を進めるのかということをおおよそ角度から考えていただいて、いろいろな施策を進めていっていただきたいと思っています。

とりあえず次の小項目③に移りますが、相反性は間違いなくあるかと考えますので、その視点からですけれども、相反を乗り越えるために必要なことは何かという問いかけをしますので、見解をお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 相反を乗り越えるために必要なことは何かとの御質問でございますが、回覧板の電子化の推進は、区長の成り手不足という大きな課題がございます。そういった中で、区長や役員の業務負担の軽減、そういったものは積極的に進めなければならないというふうに考えております。

一方で、地域コミュニティーの維持も重要な課題であると認識しております。これらは、議員の御質問の相反という観点ではなくて、どちらも本市にとって重要な課題と捉えておりまして、それぞれ別の角度から取組を進めていく必要があると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） つまり今おっしゃられたことを言い換えますと、両方使って今後もしやっていくというように多分聞こえるのですけれども、そういったことでよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そうですね。顔の見えるつながりというのが重要だというようなものは、我々としても十分認識しております。そういった中で、地域コミュニティーの活動、そして維持していくことができるのかなあというふうに思っております。

市といたしましては、そういった回覧、回覧もそうなのですが、全体的な大きな枠組みの中での顔の見えるつながりですかね、そういったものを検討していかなくてはならないというふうに考えておまして、今年度は、新たに地域づくり推進事業というようなものを設けて、これは行政区であったり自治会であったりそうなのですが、コミュニティーの基盤強化を図るものでございまして、例えば新たにその行政区で運動会であったり夏祭りであったり、また多世代交流、そういったイベントに取り組むための助成金というのを実施しております。ぜひ、そういったものを活用していただきながら、地域のコミュニティーの活性化につなげていただければなというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 地域のコミュニティーの醸成のために予算を頂いて何か催しをするということのお話ですけれども、それを周知するのに、デジタルで周知するか紙で周知するかということにもつながりますけれども、両方で足りない部分を補ってということが私必要なのではないかと考えています。デジタル化と地域コミュニティーの維持ですけれども、対立的な要素、これはあるわけでございます。でも、それでも、いろいろなところを設計といいますか、そういったものと使い次第で、お互い相互的な関係も築けるようになるのかなと考えています。イベントの告知を紙でやって、同じものをLINEに載せておいてとかいうのもございますし、あとはこれから地域の中で世代が変わっていく中で、もう少しデジタルに手慣れた世代が中心になってくると、使いこなせる方も増えてきますから、今よりも意思疎通が図られるかもしれません。

ただ、やっぱり文字だけでは伝わらない、顔と顔を合わせて会話をしなければ伝わらないことありますので、最終的にはおのおのがどう考えて行動するかということになってしまいますけれども、行政としてはこういった方針の下こういうことを進めますよということをやっただいて、その上で地域住民が自分たちの住むところのコミュニティーというのはどう考えるかですから、その部分はある意味住んでる住民にいろいろ考えさせるということも必要なのだろうと思います。

いずれにしても、未来の笠間市というところが良好な地域コミュニティーを築き上げている、そこにデジタルの技術をうまく絡めると、ほかの自治体から手本とされるような、そんな社会の形成を進めていただければいいのかなと考えます。何か御答弁をいただけることはありますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私のほうから、広報かさまのデジタル版というふうに絞るわけはありませんが、デジタル化の推進というのは社会環境の中で非常に重要だと思っています。デジタル化の一つの手段として、今、広報かさまをデジタル化しようという取組をしておまして、実証実験は二十幾つだということでもありますので、今後の方向としてはやっぱり300の行政区があるので、100ぐらいの実証実験は必要なのかなと思っています。こ

これは区長会でも質問があったとき私お答えしたのですが、100やると大体の方向性はあるのではないかと。デジタル化する、しないという判断よりも、まずは実証実験をやってみてくださいと。その中で判断して御意見を出してくださいということで、実証実験を進めています。

実証実験をやった中で、逆に今、八つか九つが完全デジタル化に移行した行政区もあります。市としては、今は併用型ですね、どちらかというところ。区長の、あと商業施設とか公共施設、そういう併用を続けながら100ぐらいの実証実験をやって、その中で完全デジタル化に移行する時期とか、そういうものを見定めていきたいなというふうに考えております。

議員の言われる、回覧板がいわゆる地域コミュニティーを維持しているということは、地域によって正直若干違うのではないかなと思います。うちなんかは6軒なのですが、置き配です、みんな。だから、全然接点がない、みんな共働きだと。逆に、農村部なんかは、高齢者のところは持つていくことによって、元気ですかとか、いろいろな情報交換ができるというメリットも確かにありますので、地域性だとか世代間によっても大きく違いますので、その辺を実証実験で見極めながら進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにせよ、やっぱりできるだけ多くの行政区に実証実験をしていただけるようお願いをしまいたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） お答えありがとうございます。そうですね、地域性、地域によっての違い、これは大いにあるかと思いますが、どちらか一方にというような極端なことになるのは、ずっと先あるいはないのかもしれませんが、いずれにしても、地域コミュニティーというものがきちんと維持されていきまないと、つまらない世の中になってしまうということも考えられますので、行政としましては、今後進められるその実験の結果を踏まえまして、どれが一番いい道なのかということをよく考えて政策を進めていただければいいかと思います。大項目1を終わります。

続きまして、大項目2、道路異状の通報についてということでございます。

今年1月に埼玉県八潮市中央一丁目交差点で起きた道路陥没事故、これについては皆さんの記憶にまだ比較的新しいところがあるかと思いますが。当初は5メートルほどであった陥没があれよあれよという間に大きく広がってしまった影響で、穴に転落したトラック運転手の救助が大変に難航をいたしました。その後、約3か月がたって、ようやく陥没の穴内に落ちたトラック運転手を発見し、引上げが完了しまして、本格的な復旧に向けて今動いているというところであります。

この事故に限らず道路の陥没というものは、大なり小なり、いろいろな形で日本全国で発生をしております。陥没のほかにも道路の異状としましては、路面の汚れや落下物、落石や土砂の流入、それからガードレールや標識の損傷等、様々なものがあるかと思いますが

が、それらが発生した原因もこれまた様々でございます。原因によっては、早期の対応が極めて重要となるケースがあるかと思えます。早期対応するためには、早期の発見あるいは即時の通報が鍵となってくるわけですが、こうした道路の異状について、行政は現在どのような手法により情報を得ているのか。また、市民が異状を発見した場合、どのような手段、ルートで行政に通報したらよいのか、その点を分かりやすく明らかにしたく、今回お聞きすることとしました。

まずは、小項目①、道路異状の把握手段についてということで、まずは行政側での把握方法を伺います。お願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 7番安見議員の御質問にお答えします。

道路の異状の把握手段についての御質問でございますが、初めに令和7年4月現在、市が管理いたします市道全体の路線数は4,069路線、総延長約1,500キロメートルでございます。

道路の異状の把握につきましては、職員によるパトロールや地元区長、近隣住民、通行者からの電話や窓口、電子メールなどの通報により把握し、対応しております。通報による件数は年間約750件、1日当たり対応件数にしますと約2件の修繕工事などを実施しております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ありがとうございます。電話やメール、ファクスもありますでしょうか。そういったところだったと思います。常識的には、そういった手段で連絡をされるのが多いかと思えます。

パトロールということがお答えの中にありましたけれども、パトロールというものは、頻度としてはどのぐらいでやられておるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） パトロールの実施方法は、日常的に地区担当者によるパトロールを実施しております。

通報や要望などの対応については、現地確認を速やかに実施し、通行等に支障がないよう、簡易的な補修につきましては職員が直接補修を行います。また、異状の規模によっては、バリケードなどの安全対策の措置を取り、後日、包括工事受注際、対応の指示を行っております。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） すみません。パトロールの頻度については、週初め、週末、もう一つ、あと週半ばということで、最低でも週3日はパトロールのほうは実施しております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） あとは、別な用務で通りかかった際に、職員であれば異状に気がつけば担当課に通報するとか、そういったことも含めて、全体としてパトロールと多分呼んでよろしいのかなと思います。小項目①、終わります。

若干、小項目①で今答えていただいたこととかぶりますけれども、小項目②なのですけれども、異状を発見した場合の通報についてということで、先ほど電話とかメールとかいろいろお伺いをいたしました。少し掘り下げてというか、詳しくお聞きしたいのですが、通報についてどのような手段でやっていただくことが多いのか。ルートとしては区長からというところもございました。

やはり、一定のルールがあって通報の体制を決めているのか、そういったこと含めまして、異状を発見した場合の通報についてということで御答弁をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 異状を発見した場合の通報についての御質問でございますが、異状を発見した場合の通報については、電話、窓口、電話メールなどによる通報を受け付けております。市役所閉庁時におきましても、夜間は警備員、休日日中は日直職員が常駐しており、異状の通報を受けた際には地区別の判断を行い、地区担当者に連絡することで24時間の受付体制を整えております。

また、国土交通省が令和6年3月29日から全国運用を開始しております道路緊急ダイヤル（#9910）とも連携して、迅速な対応を行っており、通報の際には異状の種類や場所、発見日時などの具体的な情報をいただけることが、早期対応にとって非常に重要となっております。職員は、連絡を受け次第、現地確認を行い、異状の程度や影響の判断の上、適切に対応しております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 一般的なことなのですけれども、我々が道路を走っていました。たまたま異状がある箇所を見つけました。さあどうしようと考えた場合に、市に通報をしなくちゃならないなとなった場合に、まず市のホームページなんかは今検索をすると、道路等の維持補修ということで載っているのが、これ管理課に対する通報してくださいという問合せ先、そういったもののページと、もう一つは、先ほどの八潮の件が絡んでるのかもしれないけれども、水道管、下水道管に異状があった場合、これは下水道課に問合せをしてくださいというようなことが、ホームページ上ではおそらくこの二つがお知らせをされているかと思います。

あと、今部長のほうから国交省のLINEアプリというものをお話いただきましたけれども、普通、まず電話というのが思い浮かんで、次にじゃあ何かなという、何かスマホを使ったものがないかなと、今の時代ですとなるわけですけれども、昨年、令和6年3月ですか、国交省のLINEアプリから通報ができると。

ただ、これ笠間市独自のアプリではないので、全国どこに関することでも一旦ここで受けて、それによって振り分けられるというふうに認識をしますが、このLINEアプリの件について、こういった仕組みで笠間市まで該当する異状があった場合に通報があるのかとか、使い勝手みたいなものがある程度分かっている程度であればお聞かせいただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 道路緊急ダイヤルで通報された内容は、市の担当者にどのような手段で伝達されるかということです。

道路緊急ダイヤルは電話とLINEアプリの2種類で通報することができますが、電話は電話基地局から、LINEアプリは通報時の位置情報から、それぞれ自動的に最寄りの国土交通省地方整備局の国道事務所へ振り分けられ、伝達されます。通報内容は、国道事務所の連絡員が24時間体制で受け付け、内容を判断し、国、県、市町村それぞれの道路管理者に電話等で伝達しております。

また、道路緊急ダイヤルのLINEアプリの使い心地はどのような評価をしているかということですが、アプリでの通報はLINE、遠くから道路の異状の現況写真、一応通報することになりますが、スマートフォンが不慣れな場合には、LINEアプリでの順番に通報していく手段に壁を感じる方がいらっしゃるかと考えられます。しかし、アプリを使い慣れている方にとっては、電話などで場所を伝える必要がなく、気づいた場所でタップし通報が可能となるため、通報に対する居心地は低くなるかと考えております。

市民の皆様への周知については、通報手段も併せて行うことで、道路異状を発見された方が迷わず通報できるようにすることが重要であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） このアプリですけれども、電話なのか、そのアプリを使うかによって、基地局とかその位置情報、これによってある程度ざっとした絞り込みがされて、異状がある箇所の自治体へと通報がされるというような、そういった仕組みかと思えます。

実際に令和6年3月29日が開始された日ですけれども、今日までに笠間市にこのアプリから連絡、通報いただいたというのは、もし件数等がある程度分かっている程度であれば、数だけでも教えていただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 令和6年度の笠間市への通報件数は、7件となっております。内容につきましては、倒木、舗装部の欠損、排水構造物の隙間の補修などでございます。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると、まだ数としては全然想像するよりは少ないのかなという印象を受けるわけでありませう。

ただ、LINEアプリとかそういったものですと、夜とか時間を気にしないで連絡をすることができる、通報することができるということで、先ほど前の質問で電話24時間受け付けることが可能だということでしたけれども、何となく市役所の開いてない時間は通報することにためらいというものが多分出てきてしまうかと思うのですね。そうすると、次の日にしようと思っても、次の日になるともういいかなんていうふうなことにもなりかねないので、気づいてすぐということなのであれば、こういったアプリというものがあると、送っておけば送った先でうまく処置をするだろうという考えにもなるかと思えますので、せっかくこういうアプリがあるのであれば、もうちょっと周知なり、広く知らせていただければありがたいなと思うわけであります。

先ほどホームページ、管理課が問合せになっているものと下水道課がなっているもの、道路に関して、これ二つしか見つからなかったのですけれども、併せてこういったLINEアプリとかというものもありますよというものをお知らせいただいてもいいのかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 小項目③。

○7番（安見貴志君） まだ、小項目②で。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） これまでの通報方法でなく、先ほどお話ししました道路緊急ダイヤル（#9910）などのデジタルツールの活用についても周知を図ることで、市民の皆様にも早期通報できる仕組みを整えるとともに、行政区長や地区関係者などの負担軽減を図れると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） デジタル化というところをうまく利用していただいて、こういった通報にも寄与していただきたいと思うわけでございます。

小項目③に入ってちょっとお聞きしますけれども、その前にちょっと前段として説明させてもらいますけれども、こういった道路に異状があった場合の通報について、どういった認識を皆さん持っているかということ、公式に試したというわけではないのですけれども、ある場所、会合の場所で、道路に何かあったときに通報するとした場合に、あなたならどうしますかというような投げかけをして聞いたことがあるのです。そうすると、どういった回答が返ってきたかということ、どうしていいかまず分からないので、まずうちに帰って家族に言ってみると。家族が何かこうしろあしろというのがあれば、そのとおりにするかもしれないと。あとは、自宅の近所のことならば、その行政区内のとりあえず区長に言ってみると。一応、区長にも何でも要望は通せということを言われているからということですね。これに関しては、行政区を抜けたという人は、幾ら区長を通すというルールが徹底されたとしても、ちょっとこれは言いづらいし、やらないと。あとは、自分が見つけたのが第1発見とは限らないので、既に通報があるかもしれないので、遅く連絡しても

恥ずかしいから、自分はすぐには何もしないということもありました。あと、それから市役所に知り合いがいればとか、あとは知り合いの議員でもいれば、その人に言うかもしれないという回答もありました。感触としましては、異状を見つけたとしても、あまり積極的でないのですね、皆さん、通報に関しては。なぜかという、人に話すとかという部分で煩わしいと感じるという方がいるのかなと、そういった印象を受けました。

そうしますと、デジタルの社会ですから、先ほどの大項目では、顔合わせて話すのが重要だと言っておきながら、ここではデジタルで手軽に通報できるということを書いてしまっているのですけれども、一通報手段として、こういうものもありますというところを積極的に周知しておくことが必要なのだと思います。なぜかという、道路関係は大切なインフラなので、そういったことを素早く通常の状態に戻していくというのは、これは非常に必要なことだと思います。なので、今までこのLINEアプリというものの存在を知らない人というのは、結構多かったと思います。このLINEアプリが絶対というわけではないのですけれども、笠間市でこういった似たようなものを例えばつくるか、つくってあるかとなれば、そういったのも含めて周知徹底ですね、手段とかルートの徹底、それから、電話による連絡、それから通常であればその行政区内のしかるべき方を通して連絡をしてください。それから、そういったのができない方でもこういったアプリからもありますよというような、いろいろ複数の通報手段があるということをお知らせしておく、広くお知らせしておく、こういったことが必要だと思いますが、小項目③の質問ということでお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 通報のための手段、ルールの周知についての御質問でございますが、通報や要望などにつきましては、基本的には行政区長等を通じて受け付けておりますが、特に緊急を要する道路異状につきましては、広報媒体を活用した市民の周知が重要と考えております。具体的には、市の公式ウェブサイトや広報かさま、お知らせ版、SNSなどを活用し、道路異状に気づいた際には迷わず通報できるよう、通報の方法や注意点について情報発信を行い、周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね。広報かさまとかお知らせ版に、毎回とは言いませんが、たまに載せていただいて、なるべくそういった手段とか流れといいますか、通報する流れといいますか、そういったものがふだんから理解がされていると、もっと早く迅速に対応ができるという場合もあろうかと思えます。加えて、何でもかんでも行政区の区長なりを通すとなりますと、先ほど来言われているように、行政区の区長がいろいろ取りまとめてペーパーにして出すとか、そういった手間な部分も軽減されるかと思えますので、そういったところも含めて、こういったLINEアプリとかを利用した手段があるのであれば、広報をしていただいて、周知をしていただいて利用を図る。利用促進といいますか、異状

がないにこしたことはないのですけれども、どうしても異状があった場合に、どんな方でも気軽に通報ができる、素早く通報ができる、こういった仕組みを整えていただければと思います。究極的には、市民みんなで住みやすいまちづくりをつくっていきましようというところにつながるかと思しますので、そのためにも、せっかく市でつくらなくても国交省なんかがつくってくれたものがありますから、1回周知をしていただいて、それが今後活用されるのかどうか見極めて、こういった連絡体制、そういったものの構築なり徹底なりにつなげていただきたいと思います。

何かお答えをいただくところはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 再度、広報活動による市民の皆様に周知を図り、通報システムの活用を拡大していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ぜひともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時04分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長から許可を受けまして、ただいまから一般質問を行います。一問一答方式で質問いたします。

質問に先立ちまして、議長にお願いがございます。質問中にパネルの掲示をしてよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、一問一答方式で質問いたします。

大項目1、市民が安心して医療を受けられるようにするために。

今年8月1日から保険証の一斉更新になり、従来の健康保険証が資格確認書等に変更になります。

小項目①、マイナンバーカードの交付率、そしてマイナ保険証の普及率と利用率をお伺いいたします。お願いします

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、本市におけるマイナンバーカードの交付率でございますが、令和7年5月31日現在で91.4%となっております。

次に、マイナ保険証の普及率と利用率についてでございますが、市で把握できる国民健康保険及び後期高齢者医療についてお答えをいたします。まず、国民健康保険では、令和7年3月末現在で普及率70.6%、利用率39.8%でございます。続いて、後期高齢者医療では、令和7年1月末現在で普及率70.2%、利用率30.9%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

小項目②、国民健康保険、それから後期高齢者保険の被保険者数をお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者数でございますが、令和7年3月末現在、国民健康保険は1万5,262人、後期高齢者医療では1万3,382人となっております。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今のお話をお聞きしますと、国民健康保険の加入者数は1万5,262人、後期高齢者は1万3,382名ということをお伺いしました。先ほどの普及率と利用率を見ますと、国民健康保険の被保険者数でマイナ保険証を持っている人の人数はおよそ1万600人で、利用率を見ますとおよそ4,000人くらい。それから、後期高齢者は、マイナ保険証を所持している人は約9,300人前後、それから利用者は2,700人前後と、このように理解をいたしました。

それでは、小項目③、マイナカードの有効期間、マイナ保険証、電子証明書の有効期間とその更新について、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 初めに、マイナンバーカードの有効期限につきましては、発行日の年齢におきまして、18歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、18歳未満の方は5回目の誕生日までが有効期限となっております。

次に、マイナ保険証などの認証に関連するマイナンバーカードの電子証明書の有効期限につきましては、マイナンバーカード発行日から5回目の誕生日までとなっております。また、電子証明書の更新手続きにつきましては、有効期限を迎える2か月から3か月前に、本人宛てに地方公共団体情報システム機構より有効期限通知が届くこととなっております。その後、本人または代理人により市民課にて所要の手続きを行うことにより、更新手続きが完了するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が

10年間で、18歳未満の場合はおよそ5年間。それからマイナンバー保険証の認証に関連する電子証明書の有効期限は発行日から5年間で、期限が切れる二、三か月前に、いわゆるJ-LISから本人に通知が届いて、その通知が届いたことで本人または代理人が市民課に行って更新することができるということですね。

それでは、小項目③について、さらにお聞きをいたします。2026年、2027年には、マイナンバーカードの電子証明書の更新時期を迎える人が出てきます。5年たっていますので今年あたりから出てくる人もいるのではないかと思いますけれども、2026年、2027年にマイナンバーカードの電子証明書の更新時期を迎える人は、それぞれ何名ほどいらっしゃるでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 令和8年度に約1万6,000人、それから令和9年度に約2万人、2年間で約3万6,000人ほどいるというふうに見込んでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それではこれに関連してですが、2028年と2029年について分かりますかね。分かれば。分からなければいいです。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 引き続き、令和10年度約1万人、それから令和11年度約9,000人と見込んでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。来年は1万6,000人、再来年は2万人の方が電子証明証の更新を迎えるということになるということですね。

それでは、小項目④に移ります。後期高齢者への資格確認書、資格情報のお知らせの交付について、今後どのような扱いになるのでしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 後期高齢者の方に対しましては、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を7月上旬に郵送にて交付をいたします。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 昨年12月のときの一般質問では、後期高齢者に対する保険証の交付に関してですけれども、マイナ保険証を持たない人には本人の申請によらず、全員交付するという答弁があったかと思えます。それで、今度はマイナ保険証を持つ人にも持たない人にも資格確認書を送ると変更になったということですが、これによって利便性が高まると思えます。

役立つ措置に変更になったというふうに考えますが、この変更の理由というのは、どういう理由で変更になったのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用が継続となった理由につきましては、国によりますと、まず全国的な傾向として、マイナ保険証の利用率が、ほかの年代の方と比較して相対的に低い状況にあること。資格確認書を希望する方からの申請が、自治体窓口に集中する恐れがあること。また、被保険者が75歳以上の方となるため、一般的にカードリーダーなど新たな機器の取扱いに不慣れであることなどから、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する方が多いことが見込まれるといった制度の円滑な移行の観点から、アナログとデジタル、この併用期間を確保するため、令和8年8月の年次更新まで職権交付を延長することとされたものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それは、市の職権でこのような措置になったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市の職権といいますか、国の方針で一律に交付をするということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。国の方針ということですね。

それでは、小項目⑤、前期高齢者、国民健康保険被保険者への「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」交付については、8月1日に向けてどのような対応になるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 前期高齢者を含みます国民健康保険の被保険者の方に対しましては、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書を交付いたします。また、マイナ保険証の利用登録がある方には資格情報のお知らせを交付いたします。時期については、それぞれ7月上旬に郵送にて交付をいたします。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 後期高齢者については前進がありましたけれども、後期高齢者と国民健康保険被保険者は、74歳までと75歳以降ということになりますね。74歳以下の方は、75歳以上の方と事情が基本的には同じではないかと思えます。先ほど御答弁を求めて、理由を話してもらいましたが、74歳以下の方々に共通することが、後期高齢者の方々と共通することが多くあるというふうに思います。

先ほども話がありましたように、国保のマイナ保険証の利用者は40%、後期高齢者は約30%で、10%の違いがあるということでありますけれども、非常に低いということは共通しておりますし、体調や、それから本人の認識、認知機能などを見ましても、74歳と75歳で差があるというふうには思えないのですよね。全員に資格確認書を送ったほうがいいの

ではないかなというふうに思います。74歳以下の人のマイナ保険証を持つ人の中で、電子証明書の更新手続きがうまくできない人や、マイナ保険証の不具合で認証されない人など、こうなりますと、マイナ保険証としては利用できなくなってしまいますので、医療受診ができなくなる、そういう人が出てくる可能性があります。

現行の健康保険証を廃止しないで継続することが最善ですが、少なくとも資格確認書は全員に送ってもいいのではないのでしょうか。送るべきではないかというふうに思いますが、昨年12月には職権でということで、申請なしで資格確認書を送る措置を取っていますし、ほか自治体で国保加入者全員に、マイナ保険証を持つ人にも持たない人にも資格確認書を送るということが始まっています。これは、東京の世田谷区とか渋谷区で大々的に始まっていると。これは区の権限でやるということ、区長もおっしゃっていました。

笠間市も、このように国保加入者にも全員に資格確認書を送ることを検討していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、今般の世田谷区などの対応については、報道等により承知をしておりますが、人口規模、それから国保の被保険者数、保険証利用率などに大きく本市と違いがありまして、一概に比較できるものではないと。この世田谷区などの事例は、それなりの事情があるものと推測しております。

本市における資格確認書の取扱いについては、制度上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされていることや、様々な理由によりマイナ保険証の利用が難しい方に対しましては、申請により資格確認書の交付が可能であることなどを踏まえて、先ほど答弁したとおりでございます。

また、冒頭お答えいたしました、制度の受け皿となるマイナンバーカードの交付率も本市では91%を超えておりまして、マイナ保険証の普及率も7割を超えてきております。本市では、様々な年代の方や属性の方が含まれる国保の被保険者の方に対しては、資格確認書の一律交付ということではなくて、医療や調剤等の情報が一元的に管理できるなど、マイナ保険証のメリットについてしっかりと周知しながら、医療DXを進めていくことで、市民が安心して医療を受けられる体制を強化してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これから電子証明書の更新を迎える人がたくさん出てきますし、それに関わる時間というのも一定の時間がかかるのではないかなというふうに思っていますし、担当の窓口も大変苦勞をするようになるのではないかなというふうに思いますので、状況をよく判断していただいて検討していただくように求めまして、この大項目1は終わりにさせていただきます。

次に、大項目2、放射性物質への不安を解消し安全安心な地域環境で過ごすためにということで、質問をいたします。

小項目①、事件の全容解明に必要なことはなされたかということですが、第1には放射能れんがの再測定です。これが必要だというふうに考えます。

前回の執行部答弁では、再測定の必要があるとの議員の質問は県にお伝えしますということでしたけれども、県のほうに伝えたのでしょうか。伝えたとすれば、どのように伝え、県からどのような回答がありましたか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

ただいま御質問いただいた内容につきましては、県のほうに伝えたのかと、伝えた内容について伺うという形で御答弁させていただくということのみでよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） いいですよ。

○環境推進部長（小里貴樹君） その件につきましては、前回石井議員の一般質問いただいたのが3月12日と記憶してございます。3月12日の定例会終了後に、茨城県のほうに伝えてございます。

内容につきましては、当該れんがに関しましては、関係法令に基づく規制対象には当たらないということでございます。このため、改めて測定する必要はないということの回答をいただいております。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今のような発言は当たらないというふうに私は考えております。地域住民の方も、そのことに関して大変な疑義を持っていると聞いております。

これは、3月13日防災環境産業委員会、茨城県議会の質疑要旨メモなのですけれども、笠間市内採石場へのれんが搬入事案に関わる経過及び対応状況について、江尻県議が、持ち込まれたれんがそのままの状態でも専門業者に測定してもらうことが一番だったのではないかと思います。いかがですかということに対して、技術革新課長が何て答えたかといいますと、できれば国に問題がないと確認を取った上で動かしたほうがよかったのかなと我々も思っていますということで、この件については気にしているというか、対応に不備があったのではないかとすることを示す文言だというふうに思います。

こういうことがありました。経過から見ても、測定の経過、御存じのように、笠間市が10月28日に専門機関に測定してもらうべきだと業者に指導したその後、茨城県の職員、その翌日、29日に技術革新課の担当者等が来て、これは違法なところに置いてあるものなので撤去しなさいというような指導をしたときに、現状を保管する必要があるということをはっきり言ったのかどうか、別なことで言っていますね。関連法規に沿って対応するよということ、現状の保管ということをしっかり伝えてなかったというふうに思います。

それで、その後、今度は業者のほうで現状を保管しなければならないわけですよ、測定をする場合には。しかし、県にも市にも了解を取らずに、放射能れんが、耐火れんがを岡本興業の施設で破砕してしまっていて、30日に破砕して、30日から31日にかけて、どこかか

分からない市内のストックヤードに運び入れたわけですね。それから、一対一の割合でれんがとほかのものを混ぜて、空間線量を測定した。それも、住民が希望したにもかかわらず、その測定現場に行くことを許可しなかったという一連の経過から考えて、この測定がきちんとしっかりと測定されて、それを十分そうだなと認めるような状況ではないということ、皆さん考えております。そういうことからいって、そのこともあって、できれば国に問題がないと確認を取った上で動かしたほうがよかったと我々も思っていますと、技術革新課の課長は言っているわけです。

現在、その課長等を含め、技術革新課の幹部は全部入替えに、全部というか、入替えになったというふうに聞いていますけれども、そういう経過から考えて、市のほうも県のほうに、しっかり再測定をして理解をしてもらうように言うことはできないのですかね。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市のほうから県のほうに対して再測定を求めることができないかという話でございますが、私どもから再測定を県に求める考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 再測定はしない、再測定を求めることはしない。それでは、地元住民の方々にとどのように説明して御納得をいただけるとお考えなのでしょう。

住民への県担当者による不明な点もありますので、県担当者による住民の方々への直接の説明が欠かせないのではないのでしょうか。もちろん、採石業者も同席して、両方から説明を聞く必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ただいまの質問に関しましては、小項目①の中でという形でございますでしょうか。小項目②の質問に移られたということでございましょうか。

○14番（石井 栄君） 小項目②のほうに入りました。小項目②のほうに移ります。

○議長（畑岡洋二君） では、小項目②の答弁としてお願いいたします。

環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 小項目②の御質問として、事件の全容解明、再発防止、安全対策についてということで私のほうから答弁させていただきますが、今回の件の全容解明につきましては、事業者から地域に対しての説明が必要であると考えてございます。本年3月26日に事業者による説明会が開催されましたが、地域の皆様から説明会の休日開催の御要望があったことから、実施について要請を行っているところでございます。

市としましては、市としてこれまで必要な対応を取ってまいった考えでございしますが、今回の状況につきましては、何度も繰り返しになりますが、事業者から地域住民の皆様が納得するような説明をする必要があると考えておりまして、引き続き事業者に対しまして要請をしております。

再発防止、安全対策につきましては、採石法の規定に、採石採取の認可を得た事業者の遵守義務としまして、岩石採取場の区域、採取する岩石の種類及び数量並びにその採取の期間、岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他施設に関する事項、岩石の採取に伴う災害の防止に関する事項が計画に従って行わねばならないこととなっております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処分業の許可を得た事業者の責務として、廃棄物の減量及びその他適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に処理しなければならないこととなっております。

市としましては、関係法令を遵守して事業活動が行われることで、再発防止、安全対策が図られるものと考えてございまして、認可及び許可を得た事業内容が適正に実施されるよう、許認可権者でございます茨城県と連携しながら、今後も対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 小項目②の事件の全容解明に関してなのですけれども、事件の全容解明に欠かせない点は、耐火れんがはどこでどのように使用されていたものなのか、その後どのように加工され、どこに使われるようになったのか、その後の調査で明らかになったことがあればお伺いをいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私どもが確認している範囲ですと、市内外から発生したれんががございます。それらにつきましては、県の許認可権者の中で有価物として使用することが認められておりますので、今現状どのようになっているかの把握については、把握してございません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これは調べればある程度のことではないかなというふうに思うのですが、業者が中間のストックヤードに一旦持ってきて、そのストックヤードから搬出業者が岡本興業に運んだわけですね。受け取る中間業者は、マニフェストを中間業者のほうに渡すことになっていませんか。

それから、中間ストックヤードから搬出業者が岡本興業に持っていくときに、どこから持ってきたどういうものかというマニフェストというのは発行してはいないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、議員がおっしゃるマニフェストは、廃棄物処理法に基づくものをおっしゃられているのかもしれませんが、私ども、マニフェストにしまして承知してございません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） できない理由を探すのではなくて、全容解明に必要なことはし

っかり取り組んでいただきたいなと思うのですけれども。

これ御存じですよ。これは何かといいますと、これは令和6年11月21日付、環政第677号による指導書に対する報告ということで、岡本興業の代表取締役から笠間市長に宛てた報告書であります。対応を求める事項に関してということで、これ大事なところが、全部黒塗りになっていますね。この下には笠間市追記と書いてありまして、黒塗りの部分には市内事業者の名前及び搬入搬出先のストックヤードの場所、市内の場所が記載されています。これ、市は知っているわけですよ。

市がこれを黒塗りにしたということでもいいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員おっしゃられたとおり、市のほうでこのようにしました。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この黒塗りにしたところに何て書いてあるか、公表していただくことはできませんか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 現時点において公表する考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） その理由は何なのでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まずは、今回黒塗りにさせていただいた事業者が、茨城県や、また関係法令に基づく違法行為があったということが茨城県のほうでもないということという部分と、その事業者が何ら法令に違反しているという事実が茨城県の許認可権者において確認されていないことから、公表することによってのその事業者の影響を考慮しまして、私どもとしては公表する考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この事業者というのは、茨城県で始まって以来初めてらしいのですけれども、嚴重注意処分というのを受けていますよね。それは、法令に違反しているということも含まれて嚴重注意処分を二つの部門から受けていると聞いています。

ちょっと今の話と違うと思うのですが。いいのですか、そういう話で。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今回、議員お手元の資料にある黒塗りになっているところに書かれている事業者が嚴重注意を受けたというふうな事実は、私ども確認してございません。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そのことを確認してください。笠間市内採石場へのれんが搬入

事案に関わる経過及び対応状況について、3月13日、この記録によりますと、許可のないものを場内に入れることを許すのが一番いけない。やった業者にやってから対応したって、どうしようもない。これは、直ちにもっときつい罰則を与えなくちゃいけない。そういう場合には、1か月ぐらい営業停止命令を出してください。そうすることで、こういった事案は少なくなると思います。

こういうふうに、同じ委員会の自民党の県会議員も述べておりますし、嚴重注意処分を受けたということについては確認をしてくださいね。よろしくお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私どもが確認している事実としましては、採石事業者が嚴重注意を受けたということは承知してございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 採石事業者というのは、どこの採石事業者のことを言っていますか、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私が申しました採石事業者とは、今回れんがを破砕した事業者でございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私が言ったところと同じだと思うのですが、確認をお願いします、もう1回。それで、全容解明にしっかり取り組んでいただきたいと思うのですよ。それが無い限り、それを通して市民の不安は解消につながりますし、市政に対する、行政に対する市民の信頼ができていくのではないかと、このように考えます。

これは、笠間市が実施したれんが片の測定結果に対する松久保 肇さんという経済産業省の委員を務めている方の解析結果なのですけれども、ここによりますと、福島第1原発事故ではおおむねセシウム134と137が一对一で放出された。当該れんががそれぞれ450ベクレル含有していた場合、13年後の放射能濃度は334ベクレルパーキログラム、5.798ベクレルパーキログラムとなる。資料等のセシウム134、セシウム137の濃度に近いということで、断定はできないけれども、この放射能れんがは福島第1原発由来の可能性が高いと。ただ、人形峠のれんがである可能性も捨てきれないと、このように言っておられました。

今、福島第1原発事故で発生した放射能汚染度が、フレコンバックというのですか、これに収納され、大量に野積みされているのですよね。処分をどのようにするのか、国や関係自治体では解決すべき重い課題となっています。このような放射能汚染残土が、住民に知らされず、住民の理解もなく、住民がすぐ近くの場所に持ち込まれるようになったとしたら、それこそ重大事だと考えます。どこから運ばれてきたものか明らかにすることが、再発防止、安全対策にとっても欠かせないと思います。これをうやむやにしてはならないと思います。解明することこそ、再発防止、安全対策に欠かせません。それを住民の立場

で取り組むのが、行政の役割だと思います。黒塗り部分の公開を行い、どこから運ばれ、何に使われたか、何に加工され、どのように処置されたか、行政の力で調べていただけるように強く要請をいたします。

それでは、全容解明と、それから安全対策、再発防止策をどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ただいまの御質問は、小項目②を、先ほど私が答弁した内容がそのまま、ただいまの議員の御質問に対するお答えだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私の一連のその後の話を受けて、今、どういうふうを考えているかという意味です。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず、全容解明という部分に関しましては、先ほども申しましたが、当該事業者がきちんと地元の方々に対して納得いくよう説明することが大切なことだと考えてございます。また、再発防止策や安全対策に関しましては、関係法令に基づいた許認可権を受けて事業を行ってございます。その許認可権者の指導並びに事業者の努力などと併せまして、我々としましては、関係機関、許認可権者、いわゆる茨城県と連携しながら、適切な運営がなされる、安全対策がきちんとなされているとか、そういった部分については確認する必要があると思っています。

私ども市の環境行政のほうの部分としましては、茨城県から権限移譲を受けてございます。大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の中で、業務が権限移譲を受けてございますので、それらの法令に基づく適切な対応は、今後とも進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 市の立場は微妙な立場だというふうに思います。許認可権限を持っている県と、それから住民の健康を守る市の立場として、県につないでいくという、そういう大きな仕事があるわけですが、主要な許認可権限を持っているのは県なので、その辺は難しい面もあるかと思いますが、その辺をよく考えていただいて、全容解明そして再発防止、安全対策にこれからも努めていただきたいということを強く求めまして、この大項目2の質問を終わりにさせていただいて、大項目3、県の水道広域化事業計画と市の水道事業方針が目指すものに入ってまいります。よろしく申し上げます。

まず、小項目①、県の水道広域化事業計画が市水道事業に与える影響について、お答えをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

県の水道広域化事業計画と市水道事業に与える影響はどの御質問ですが、市の単独経営を継続する場合には、建設後48年が経過をしました吉岡浄水場と愛宕配水池の建て替えが必要となります。この建設費は、概算で約37億円になります。また、建設後の維持管理費が20年で約6億6,000万円しまして、合計しますと43億6,000万円と試算がしております。

一方で、県広域化計画の広域連携、いわゆる経営統合に参加する場合には、一部県水の取水に転換をいたします。吉岡浄水場は建て替えを行わず廃止としまして、現在より大きい愛宕配水池を建設いたします。この建設費用が約12億円。一部、国庫交付金、約3分の1の4億円が充当できますので、建設費それを差し引きますと、概算で約8億円になります。また、維持管理費は20年間で約3,100万円といたしまして、合計しますと8億3,100万円と試算となります。さらに、経営統合に参加する場合には、現状では市の単独事業で実施しております老朽管の更新工事についても国庫交付金が充当できることとなりますので、その交付金額約4億円と試算がしております。

これら差し引きますと、経営統合に参加する場合のほうが20年間で約39億円の費用が抑えられることで、そのように見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 吉岡浄水場を建設する費用が浮いて、その部分が財政的な効果として一番多く出てくるという説明だったかなというふうに思います。

それでは、小項目②、自己水源の削減と霞ヶ浦導水事業の影響と、自己水源は何か所から何か所に削減され、自己水源の削減水量は幾らになるか、霞ヶ浦導水事業は市の費用負担にどのような影響を与えるか、この件お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 自己水源の削減と霞ヶ浦導水の影響との御質問ですが、まず自己水源の削減につきましては、吉岡浄水場を廃止して県水に転化しまして、岩間地区の2本の井戸が廃止となります。削減量は3,775立米となります。

続きまして、霞ヶ浦導水事業の影響でございますが、霞ヶ浦導水事業は現在も建設工事が進められており、2030年完成予定となっております。この事業により、茨城県においても水道用水として供給を確保する計画とされておまして、その受益としての負担が生じることとなります。工事が完了していないため現時点での負担はございませんが、霞ヶ浦導水事業完成後には、その受益による負担が発生すると見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 霞ヶ浦導水事業が完了してから、その受益に伴う負担が笠間市にかかってくるということに、そういう話かと思えます。

それでは、大項目3の小項目③、県水の受水量、受水費はどのようになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 県水の受水費との御質問ですが、まず吉岡浄水場を廃止

しまして県水に転換する量が約38万2,000立米となりまして、その費用につきまして、年間で約3,466万9,000円の増と試算をしております。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私どもの推計によりますと、2022年の水需給状況から見ますと、基本料金の引下げの影響で、2,020円から1,390円に減るのですよね。これによって、約1億円くらいの引下げになるのですかね。これによると、計算をすると。

○議長（畑岡洋二君） 答弁を求めますか。

○14番（石井 栄君） お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 水道課長古木 滋君。

○水道課長（古木 滋君） ただいまのお話は、4月1日から値下げになったことでよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） そうです。

○水道課長（古木 滋君） 4月1日から、県中央の水道料金は値下げになりました。

しかしながら、この値下げは経営統合とは切り離した考え方でやっておりますので、この経営統合に参加するかどうかの意思決定した11月の時点では、あくまでも2,020円から1,390円に、4月からなっている1,640円というのは考慮しておりませんので、年間3,466万9,000円の増と試算したところでございます。

○14番（石井 栄君） 分かりました。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それと、私どもの試算なのですけれども、霞ヶ浦導水に関する基本料金の負担増が出てくると、このように推測しております。実施協定水量2万8,438立米に対して、55年間で20億6,459万円になるという試算をいたしました。

そのほか、霞ヶ浦導水に関わる使用料金の負担増、使用料金の受水量掛ける65円から受水量73円になるということで、5円から10円上がるというのが県の見解なので、5円から10円の間を取って8円立米当たり上るとして、年間で3,466万円の増加で、20年間で6.9億円の増加ということでしたか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 一部繰り返しの答弁であります。年間で3,466万9,000円の増として、20年間で試算しますと6億9,300万円の増額になる見込みとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） このような計算を改めてしてしまうと、果たして長期的に見てどれだけの効果があるのか、私は現時点では精査が必要と考えています。これに関して、何かありますか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 小項目①でも答弁いたしました。県水受水費については負担増となる見込みですが、先ほど建設費と維持管理費の約39億円の効果があるということで差し引きますと、経営統合により32億円の効果があるというところで試算したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そういう話を先ほどもお伺いしましたね。それに対して、こういう別な計算もできるという指摘をさせていただきました。

それでは、小項目④、今後の方針と市方針決定、協定締結に関して、見解をお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 市の方針決定と協定締結についてという御質問ですが、令和6年11月8日の協議におきまして、茨城県における水道事業の経営一体化に関する基本協定を今後締結することを市の方針の決定としまして、令和6年11月21日と令和7年1月21日に開催しました議員全員協議会において御報告を申し上げたところです。そして、令和7年2月26日に茨城県及び茨城県企業局並びに笠間市を含む21市町村が出席しまして、茨城県における水道事業の経営一体化に関する基本協定を締結いたしました。

先ほどから繰り返しの答弁になりますが、建設費と維持管理費でかなりのメリットがあるというところで、市は経営統合に参加するというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、御説明がありましたように、今までの補助や経費節減の数字を足し合わせていきますと、確かに金額の効果が上回っているというふうに、現時点では私はそういうふうにも見えますけれども、これが11月の時点で霞ヶ浦導水事業に関わる使用料金の負担増や霞ヶ浦導水に関する基本料金の負担増ということは、検討の俎上には上っていなかったというふうに思います。手続としては必要な手続を踏んで、全協とか、それから委員会とか、それから住民説明会とか、そういうところでは審議の中で必要な手順を踏んだ。踏んだ上で決定に臨んでいると思いますけれども、審査検討項目に霞ヶ浦導水の基本料金の負担増、それから使用料金の負担増など、この事業の中で重要な影響項目がありますけれども、その項目は検討されてはいませんので、方針の決定、協定締結というのは11月の時点では拙速ではなかったのかと、このように考えます。

見ますと、ここでは単独経営で、国からの補助が老朽管更新工事には出てこない。40年を超える老朽管が140キロメートルあって、年間3キロのペースで更新をしていくと。1メートル当たり10万円の更新費用がかかるとか、大変な、これから大きな課題が待ち受けているということをお聞きしてしまして、なかなかこれは重要なことであり、しっかり取り組んでいかなくちやならないなというふうに思いますけれども、協定締結は拙速ではなかったかと、このように考えております。今後の運営には慎重を期していただきたく申し

上げまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番長谷川愛子君の発言を許可いたします。

〔1番 長谷川愛子君登壇〕

○1番（長谷川愛子君） 政研会の長谷川愛子です。通告に従い一問一答方式で行います。

議長、資料の掲示の許可をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○1番（長谷川愛子君） それでは、大項目1、熱中症対策について、お伺いをいたします。

気象庁では、日々の気温の観測や予報、気象情報の発表を通じて、国の熱中症対策の一翼を担っています。また、気象庁と環境省は共同で、気温が著しく高くなることによる熱中症で健康に関わる被害が生じるおそれがある場合に、熱中症警戒アラートを発表しています。まさに今朝、今年初であります、沖縄でアラートが発表されました。去年は、過去最多でした。全国で1,722回ということ。暑さに慣れていないこの時期も熱中症になりやすいので、注意が必要です。

そこで本市の取組をお伺いいたします。小項目①、これまでの取組をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 1番長谷川議員の御質問にお答えをいたします。

近年、夏季における気温上昇が著しく、全国的に熱中症のリスクが高まる中、昨年4月には改正気候変動適応法が全面施行されました。

熱中症対策の推進については多くの関係部署にまたがることから、市ではこれらに対応するため、全庁を挙げた体制を構築し、様々な取組を進めてまいりました。具体的には、熱中症警戒情報発表時の周知体制の構築、また市民が一時的に暑さをしのぐ場所として、公共施設等にクーリングシェルターを設置しております。また、熱中症の予防行動を促すため、熱中症対策普及啓発団体の指定や広報紙や市ホームページ、SNSによる周知、高齢者宅訪問時にチラシの配布、公共施設や高齢者、障害者施設等へのポスター等の配布など、関係機関と連携した取組を実施しております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それでは、実際に教育現場ではどのような形で取り組まれている

るのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校現場の熱中症対策の現状をお伝えします。

まず、水筒の全児童生徒の持参、それから教室にはエアコンが全て整備されていますので、そのエアコンの活用、それから体育等の屋外の活動時の着帽、それから熱中症アラートの確認とWBGTの指数計、これを常に校庭に置いておきまして、その確認を行っております。また、学校によっては、スポットクーラー、そしてミストシャワーを設置している学校もあります。

笠間市の特色としては、中学校全校にコカ・コーラボトラーズジャパンとの連携協定によりまして、自販機を設置して対応しております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。小項目①でお話をお伺いしたように、やはり多岐にわたった形でというところで、教育分野でもさらなる活動をしていただいているとお話を確認できました。

では、熱中症といえば、市内高齢者に対してどのような方法で周知されているのか、お伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者に対する具体的な取組といたしましては、昨年度から熱中症対策普及啓発団体として笠間市社会福祉協議会を指定して、職員やボランティアの方々が高齢者宅を訪問する際やイベントなどの機会を活用して、熱中症の注意喚起や熱中症予防行動の啓発に取り組んでいただいております。同様に、介護認定調査員、ケアマネージャー、それから包括支援センター職員など、高齢者と接する業務に携わっている方が訪問する際や、民生委員の方々に実施をしていただいている高齢者の見守り活動の際には熱中症に関するチラシを持参するなどして、水分補給やエアコンの利用などのお声がけなどを行っているところでございます。

また、高齢者クラブが夏の間実施している各種スポーツ大会につきましては、開催時期の見直しを行うとともに、開催に当たっては、環境省の熱中症予防サイトに掲載されている暑さ指数を参考にしまして実施の判断を行っております。さらに、実施の際には、会場にテント等を設営して日陰を確保するなどの対策と、こまめな水分補給を呼びかけながら実施しているところでございます。

今後も、特に熱中症弱者と言われる高齢者につきましては、幅広く啓発活動や注意喚起等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 昨年も、高齢者の農作業中、またはこういった形で皆様でお集

まりの際などに熱中症により御気分悪くされた方など、そういったお話をお伺いをさせていただいております。例年に続きまして、総合的な啓発活動をお願いしたいと思います。

また続きまして、全員協議会で報告を伺いました、5月21日から始まったクーリングシェルターについてお伺いをさせていただきたいと思います。

では、まず初めに、こちらのマークを御覧いただきたいと思います。こちらのほうは大体の方知っているのかなとは思うのですが、環境省が指定をしまして、自治体の中でさらに指定して、笠間市内で冷房の施設として、市民の皆さんが休憩できる場所として認定している場所ですよというところのマークのサイズでございます。こちらについてお伺いをさせていただきたいと思います。

小項目②、今年予定している本市のクーリングシェルターの実施予定をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 1番長谷川議員の御質問にお答えします。

今年予定している本市のクーリングシェルターの実施予定との御質問でございますが、初めに、クーリングシェルターとは、令和6年4月の改正気候変動法に基づいて、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として市町村が指定した施設のことでありまして、熱中症特別警戒情報が発表されたときに、あらかじめ公表している開放可能日等において開放することとなっております。

市内のクーリングシェルターに関しましては、先月21日より、笠間地区17施設、友部地区14施設、岩間地区6施設、計37施設の公共及び民間施設で開放しておりまして、10月22日まで開設することとしてございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ちょっと部長、確認なのですが、確か警戒アラートを発表されてない31度とかではないときも日頃から開放されているので、間違いはないですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 本市内で開設している施設につきましては、その施設が営業しているとか開いているときには、クーリングシェルターとして指定させていただいているところについては、休憩施設としての利用が可能となっております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ですね。私も実際見てきましたので、何か所も回ってきましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

それでは続きまして、昨年との変更はどのようなところがございますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 現時点において、昨年度との変更点と施設数等については変更はございませんが、クーリングシェルターとして御協力いただける民間施設等につ

きましては、随時募集してございます。

今後も熱中症の被害を軽減することを目指しまして、施設の増加等については行ってまいりたいと考えておりまして、現時点においても事業者との協議を進めているところもございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 本市では対象施設のほうが37施設ありまして、令和7年5月21日までの環境省へ情報提供いただいた中では、872か所全国であるということで確認をさせていただきました。その中でも37か所笠間市内にありますので、パーセンテージもとても高いぐらい施設がしっかりとこういう設営をされております。

大丈夫ですか。

○議長（畑岡洋二君） 答弁しますか。なければあれですけども。

○1番（長谷川愛子君） 何か。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、議員がおっしゃられている872か所という数字について、私自身把握してございません。

笠間市が37施設という部分については、そのままのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 笠間市は37施設で間違いありません。環境省では、全国で872か所で間違いありません。なので、笠間市は其中で37か所あるので、とてもいいことだということを私は訴えたかっただけなので、その数字にそんなにこだわらなくても大丈夫です。責めることはありませんので。

ということで続きまして、協力の事業者の事業の形態とか、あとは事業者からの御意見等を、これまでの経験でありましたらお伺いさせていただいても大丈夫ですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 形態でございますが、郵便局が15施設、ドラッグストアウエルシアが4施設、民間施設でございます。そのほかにつきましては、県有施設が1か所、指定管理などを含めた市有施設が17施設でございます。

民間事業者の感触という部分についてですが、今御質問いただいたと思うのですが、それについては、特に御意見等はいただいているものはございません。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 現場何か所もちょっと回らせていただいたので、事前に民間からはお話聞いてないとおっしゃっていたのですけれども、皆さんとても好意的でした。特別何か困ったこともないとおっしゃってございましたし、協力できていてよかったということをおっしゃってございましたので、このまま継続して進めていきたいなと思っております。

こちら熱中症におきましては、重篤化した状態で発見されたり、救急車を呼ばないなど

と、初期の症状の放置や対応の遅れが原因で死亡につながることもあるとお伺いしております。大丈夫だろうと自己判断したり、周囲が異変に気づいても対応が遅れるということが重篤化を招くこととなります。

そこで、小項目③、本年6月1日から法改正され施行される「職場における熱中症対策の義務化」に伴い本市の対応について、お伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本年6月1日から法改正され施行される、職場における熱中症対策の義務化に伴う本市の対応についての御質問でございますが、改正労働安全衛生規則が本年6月1日に施行され、事業者は熱中症対策を法的に義務づけられることになりました。具体的には、暑い場所において連続して行われる作業など熱中症を生ずるおそれのある場合には、熱中症の自覚症状がある労働者や熱中症が疑われる場合に備えた報告体制の整備、症状の悪化を防ぐための対応手順の作成及びこれらの内容を労働者に周知することが求められております。

本市内の事業者に対する市の対応といたしましては、法改正の内容や熱中症対策の重要性について関係する機関と連携して、国が作成したリーフレットの配布や、ウェブサイト、SNS等を活用して、積極的に情報提供と周知を図ってまいります。近年の熱中症による労働災害は早期発見と適切な対応が求められており、市といたしましても、事業者が法令を重視し、労働者の安全と健康を守るため、取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 熱中症対策が義務づけられる作業では、WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間超の実施が見込まれる作業と改正をされました。こちらは、建設業や製造業、または農畜林業等々多岐にわたる職種があると思っております。事業主が怠ると、罰則として6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金とあります。

こちらはとてもかなり重い罰則だと思っておりますので、なので、あえてこちらで問題として出させていただいたのですけれども、改めてさらに周知活動についてお話を聞いてもよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 私たち産業経済部の中では、様々な産業の方といろいろな仕事を進めているところでございます。例えば、議員おっしゃったような農業に関しては農業委員会や認定農業者会等を通じての周知、あとは商工会、観光協会等関連している団体と密接に連絡を取りながら、周知の徹底を図りたいと思っておりますのでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 商工関係そして産業関係につきましては周知の徹底をというこ

とで、お話のほう頂戴いたしました。引き続き、よろしくお願いいたします。

では、学校周辺のほうでは、周知のほうはどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校のほうも、既に周知済みでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 最初にもお話聞かせていただきましたが、改正されたということを引き続き周知していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、笠間市といえば、とてもイベントが多いです。職員が野外での準備やそして撤収作業など、十分な時間そして注意が必要と考えますが、こちらに関してはどのような注意喚起を行っているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 今回、笠間市といたしましても一事業所として、今回の法改正に基づき、必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。特に、職員が炎天下で業務を行う際には、こまめな水分補給や通気性のよい服装を心がけ、長時間の作業を避けるために可能な限り交代で業務を行うなど、今後も熱中症の予防に十分留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 法改正をされたということは、とても熱中症に対して日本全国で問題があるということで改正されていっているのだと思うので、なので皆様お話をいただいた形でさらに強化するという形で、今年度も努めていただきたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の大項目1、熱中症対策についてを結びとさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、大項目2、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトについて、お伺いをいたします。

政府で所管する子どもを取り巻く行政分野のうち、内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に、令和5年4月1日にこども家庭庁を設立されました。本市では、平成20年から重点事務に位置づけられていました。子ども政策をさらなる事業の推進のためと考えます。令和5年に笠間まるごと「子育て都市」宣言を行い、翌年4月1日には笠間市子育て総合窓口として、こども政策課を設置されました。

そこで、小項目①、「子育て都市」とは何でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 1番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

「子育て都市」とはどの御質問でございますが、笠間市では、子どもを産んでよかった、育ててよかったと思える都市を目指し、平成20年度から子育て支援を市の重要事務と位置

づけ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援策を展開してまいりました。

令和5年度からは、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトといたしまして、保育・教育環境、保健・医療・福祉環境、文化・スポーツ環境、それらを支える都市基盤まで全分野が一体となった取組、まちづくりを進め、社会全体で子どもを育てていく環境であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 合併後、総合の計画では策定におきまして、住みよいまち、訪れてよいまち、みんなでつくる文化交流都市とありましたので、そういったことを今御説明いただけたのかなと思っております。子育て都市、引き続きお願いいたしたいと思えます。

続きまして、小項目②、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトのこれまでの経過をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） これまでの経過との御質問でございますが、このプロジェクトは、令和5年から保健・医療・福祉環境、子育て・教育環境、文化・スポーツ、都市基盤、この三つの柱の下、全庁挙げて取り組んできている事業でございます。

S t a g e 1といたしましては令和5年度は結婚、妊娠、出産期の一体的な支援の推進など6施策を、S t a g e 2の令和6年度は切れ目のない包括的支援体制の構築など6施策を、S t a g e 3の令和7年度は幼児教育、保育環境の構築など6施策を重点施策とし、各施策に位置づけた事業により総合的に展開しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ちょっと私はこちら意地悪な質問かなと思ったのですが、おっしゃっておりますこれらの施策は、少子化対策と考えてやってらっしゃるのか、少子化対策を通じて物価高騰に伴う経済対策を行っているのか、御説明できればお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） このプロジェクトは、近年の核家族化の進展や地域のコミュニティの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加など、子どもと子育て環境を取り巻く環境の変化に対応し、社会全体で子どもを育てるの考えの下、全庁挙げて様々な子育て施策を展開し、子育てしやすい環境を整え、安心して妊娠、出産、子育てができる少子化対策に取り組んでいるものでございます。その取組には、子育て家庭への経済的負担を軽減するための事業も含まれておりまして、総合的な子育て施策を展開することで、不安なく子育てができるものと考えています。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 双方あるということで理解をいたしました。

では、施策内容の検討段階では、市民、子育て世代をはじめ子どもたちの声はどのように集約されていますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） こども部におきましては、乳幼児の健診をはじめ、赤ちゃん訪問、各種相談、各種講座など、様々な子育てに関する事業を実施しております。そのような機会に、実際に子どもを育てている子育て世帯の方々から直接御意見を聞きながら担当者間で課題を共有し、検証を行い、見直しや改善を検討し、最も必要とする施策を実現してきたものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 今回こちら質問するに当たりまして、私は正直自分が子育てをしているわけではないので、なお子育てをしている世代の皆さんから意見を聞かせていただきました。ざっと30人以上には声をかけまして、お声かけして御意見をいただいたのですけれども、大体お父さん、お母さん、子育て中の人たちは感謝しているという、いい好意的なお言葉を頂戴しました。そして、やはりお孫さんを持っていらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃん、まだまだ若いのですけれども、その世代の皆様方は、とても政策をどのようなことをやってきたというのを分かっていらっしゃるの、今年も中学校の制服とかはあるのかなとかという形で、そちら側から、市民の皆さんからこういったのありますかということ聞かれて、一生懸命答えられるように調べたという経緯もございました。

その中で、やはりちょっと懸念された内容で言うと、エコランドセルが若い世代の皆様ちょっと御意見があったのですけれども、こちらのほうは後程ということで、違った形のお伺いをさせていただければと思っております。

それでは、小項目③、今年度のS t a g e 3ではどのような事業か、お伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 今年度のS t a g e 3の事業についての御質問でございますが、令和7年度は、笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトS t a g e 3といたしまして、六つの重点施策の下、保健・医療・福祉、教育、文化・スポーツ、それらを支える都市基盤など、分野を問わず取組の強化を図り、子ども子育て都市の実現を目指して、総合的に事業を展開しております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それではその中で、こども部、市単独の事業はどのようなものがございますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） S t a g e 3におけますこども部の市単独事業といたしま

しては、幾つかございますが、今年度新たに取り組む事業といたしましては、第2子以降の保育料無償化が挙げられると考えております。この事業は、令和7年度から子どもを2人以上持つ世帯のゼロ歳から2歳までの保育料について、従来の保育料軽減措置を市独自に拡充し、第2子以降の保育料を完全無償化するというものでございます。

事業の概要でございますが、保護者の所得や第1子の年齢等の要件にかかわらず、同一生計の第2子以降の保育料を無償化することにより多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するものであると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） では、こちらの給付方法をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 令和6年度までは多子世帯保育料軽減事業といたしまして、一旦保育料を全額お支払いいただき、申請により規定の額を払い戻しさせていただきます償還払いとしておりましたが、令和7年度以降の保育料につきましては一切徴収をしないという方法で行いまして、多子世帯の一時的な経済的負担についても軽減を図っているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 若いお母さんで3人いるお母さんがまさにそのことを言っていましたので、今年度改正されたということをととても喜んでおりました。引き続き、市民の皆さんの声を施策へと反映していただきたいと思っております。

様々な新規の事業がありますが、量が多くなるにつれて周知のほうが一番大切だと思いますが、どのような周知活動を行っておりますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 事業の周知方法という御質問でございますが、対象者にリーフレットや子育て支援ガイドブックなどを配布させていただいたりとか、窓口での案内をするほか、「かさまぼけっと」や市のホームページ、市のLINEやエックス、インスタグラムなどのSNSでの発信も行っております。また、今年度導入予定の電子母子手帳アプリを活用し、プッシュ通知による対象者への個別通知も実施してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） Stage3では、保健・医療・福祉、教育、文化・スポーツ、都市基盤、お子様の成長に合わせて寄り添う施策が展開されていると感じました。

そこで、二つほど質問をさせていただきたいと思っております。こども・若者参画事業、新規事業について、こちらの概要をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） こども・若者参画事業とは、こども基本法やこども大綱に

において、子ども・若者の意見表明の機会の確保や子どもの意見の尊重が掲げられたことから、本市におきましても、子ども・若者の意見を直接聞く機会として行っていくものがございます。また、その方法といたしましては、座談会形式やアンケートによる実施を考えてございます。

これらの事業により、子どもや若者の意見を反映させることにより、子どもたちが市の政策に主体的に関わることで、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることができると考えております。また、子どもたちの状況やニーズをよりの確に捉えることができ、市の施策がより実効性のあるものになると考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） こちら今いただいたような内容が、小項目②の再質問でさせていただいたところにもちょっとリンクしてきたなと思ったのですけれども、ちょうど生まれたばかりの子育てをしているお母さんの声は聞きやすいのだと思うのですけれども、やはり小学校上がってきたところの世代の親御さんの声と、子どもがしゃべれているいろいろなことを考えられたときの意見が反映されていないので、まさに今言っていたようなこういった形で、新規事業しっかりと取り組んでいただいて、来年にとつないでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、教育部の所管ですが、今年度重要事務事業に掲げる子育て支援策として、義務教育段階での主な取組では、小学校入学時にエコランドセルの給付、中学校入学時に制服等購入等の支援事業、また在学中には学校給食への郷土食材やオーガニック給食の提供をはじめ給食費負担軽減事業など、物価高騰に対するための取組が挙げられていると感じました。さらに、中学校卒業後は、新しい成長の場となる高校生活を応援するための給付金や高校生寺子屋事業による学習支援など、子どもたちの成長に応じた切れ目のない育成支援を具体的に進めております。これらの施策の詳細につきましては、明日、坂本議員より質問とのことですので、割愛をさせていただきます。

私のほうでは、大学生等生活応援事業につきましてお伺いをさせていただきます。こちらの概要をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 概要でございますが、重点交付金を財源とした今年度新規事業で、物価高騰の影響を受ける大学生などに対して、その生活や学業の支援を目的として、3万円分をチャージした笠間WAONカードを給付するものがございます。本人もしくは保護者からの電子申請や窓口で申請していただきまして、対象となった大学生などに簡易書留で郵送により給付するものがございます。

周知方法ですが、市のホームページや各種SNSのほか、チラシやポスターを公共施設に設置し、家族などに向けても広く周知しております。以前、同様の支援を行った際は、大学生同士のSNSでその情報を知ったという意見も多数ございました。

先週、2日月曜日から受付を開始しておりまして、対象者1,500人見込んでいるのですが、開始1週間、こちらの申請者数ですが、過去同様の支援を行った約1か月分に当たる341人、1週間で341人から申請をいただいているところでございます。

対象となる条件などがございますが、本人もしくは扶養する保護者が本市に住民登録があることなどのほか、対象となる学校は4年制大学や短大、文部科学省から認可を受けている予備校などと幅広く、また申請には学生証の写しなど添付するデータもございます。対象かどうかなど疑問がある場合は、受付期間を来年1月30日まで設けておりますので、年末年始の帰省や二十歳の集いなどで情報を知った後でも申請ができますので、疑問点がある場合は遠慮なく担当の生涯学習課に聞いていただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） こちら確認なのですが、義務教育の段階でしたら、こちらから発信するという形で学生の人数など把握されていると思うのですが、以前こちらでもどなたか答弁があったと思うのですが、大学生の場合というのは人数を把握することができないとお伺いしたのですが、そういったこともトラブルとして前回のことを生かして今回取り組んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 人数の把握のトラブルに関しては私どものほうで承ったことはございませんが、茨城県の進学率などを参考に、余裕を持った人数としているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） あともう1点、WAONカードをチャージをしたのを送るのですか、申請したとき。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 3万円分をチャージして、郵送で、簡易書留で送ります。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の笠間まるごと「子育て都市」宣言プロジェクトは、Stage 3につきまして、多岐の分野にわたり、そして多くの世代の皆さんに伝わる政策であると感じました。プロジェクトの初期から今年度に絞って施策や予算、そして市民の皆さんの声を聞いて、一般質問への準備を進めてまいりました。子育てに関わる親御さん、御家族の皆様はとても関心があり、結構皆さん知っているなという認識を感じました。その中でも、世代で言うと、20代の前半のちょうど子どもを育てて忙しい世代の方々が、こういったことにちょっと視点を置くというか、情報を収集するのにちょっと戸惑っていて、笠間市は行政としてやっていないのではないのかなという雰囲気が少しあったのですが、それはちょっと忙しさかなと思ったので、こっち側のその世代に対するアプローチのかけ方で、もっと市

民の皆さんが子育てしやすい地域づくりができるのではないかなということが私の感想でございました。

出産前から、もちろん成長期に合わせて大切な情報が盛りだくさんの笠間市には「かさまぼけっと」というものがあるということをご存じかとももちろん思いますが、こちらがリニューアルされるということでお伺いをさせていただいたのですけれども、最後にこども部長より、どのような展望、リニューアルへとつなげていくのか、お話を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） この「かさまぼけっと」でございますが、子育てに関する様々な情報を現在も発信させていただいております。そういう中で、今年度、子育てに関する施策やイベント、そういったものを今以上に集約させていただいて、分かりやすく、また使いやすいうように改修を行っていく予定でございます。また、子どもの意見を聞くコンテンツも新たに設けまして、広く意見を聞ける場としても活用してまいりたいと考えております。この「かさまぼけっと」、やはり子育てに関する様々な情報を発信しておりますので、そういったところから、今の子育て世帯、先ほど議員が申し上げたように、20代でお忙しい中でもちょっと見ていただくと、すごく活用をしていただけるのかなというふうに考えております。

また、子育てに関しまして、相談支援の充実というのも図っております、子どもの成長に関して多くの相談の機会を設けておりますので、そういった若い方をはじめとしまして、子育てに心配があったりとか、子どもの成長に心配がある、そういった場合には、気軽に御相談いただければというふうに考えております、安心して笠間で子育てができるような施策を、今後も引き続き展開してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ちなみに、こちらはいつから皆さんに見ていただけるかというのはもうわかりますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 現在も情報のほうは発信させていただいておりますが、改修につきましては、事業者と綿密に打合せをさせていただきながら、年度内にはリニューアルした形で皆さんに見ていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） そうですね。さらに新規事業で新たに違うものも加えていくのかなというのを、今現在のものを見た私としては意見として述べさせていただきます。

あと何度も言っていますが、やはりもうやってくれると思うのですけれども、意見の収集をしながら、ホームページもどうですかというのを取り入れるという形を、引き続き進めさせていただきたいと思っております。

今後、さらなる日本一の子ども・子育て都市の実現に向けて笠間市で取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、以上で私の一般質問を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君の一般質問を終わります。

ここで15時まで休憩いたします。

午後2時47分休憩

---

午後3時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番河原井信之君の発言を許可いたします。

〔3番 河原井信之君登壇〕

○3番（河原井信之君） 3番、政研会の河原井信之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、大項目1、人口減少時代における外国人材の受け入れと共生社会の構築について、質問をいたします。

御承知のとおり、我が国は、かつて経験したことの無い急速な人口減少、少子高齢化の時代を迎えています。笠間市においても人口の自然減、社会減ともに続いており、地域経済やコミュニティーの維持に深刻な影響を及ぼしつつあります。とりわけ、生産年齢人口の減少は、地域の生産活動や公共サービスの持続可能性にも直結する問題です。こうした中で、外国人材の受入れは全国的にも注目されている対策の一つであり、笠間市においても重要な政策課題であると考えております。

今回の質問では、笠間市の人口、労働人口の現状を踏まえつつ、特に外国人労働者の受入れ実態、そして外国人住民との共生の在り方について、市の認識と今後の方向性をお伺いしたいと思います。

そこで、小項目①、笠間市の人口動態と見通しについて。

これまでの人口の推移について、どのように分析されているのか、また将来的な人口見通しについて、市としてどのように捉えているのかをお答えください。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 3番河原井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、推移でございますが、笠間市の総人口につきましては、国勢調査上の数字になりますが、平成12年がピークとなり、その後、人口減少局面に移行をしております。直近の国勢調査、令和2年ということになります、この時点で7万3,173名、ピークだった平成12年の数値と比較をすると9,185名の減少、また平成27年が直前5年になるのですが、その5年間で3,566名の減少ということになっております。また、減少だけではなく、少子高齢化によります、いわゆる高齢化が進んでいるという人口構造の変化も進んでいるとこ

ろで、これは日本全体、特に地方都市、私どものような地方都市においては、おおむね同じような傾向でございます。

そういった中で、私どものほうは、まずは直近の対策として、社会増加策ですね、ここを掲げた中で、令和4年から3年連続で今のところ社会増加に転じてきているというような形で当然減少はしているのですけれども、その中でも取るべき対策を取っているというところでございます。

また、今後の見通しでございますが、こちらも全体としては同様になりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、令和12年に約6万6,000人、令和17年には6万2,000人と推計されておりまして、この中でも同じように、私どもとしては世代を定めた中で、いかにこの推計を抑制できるか、また上回ることができるか、そのような形で対策を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 笠間市の人口動態と見通し、これらの分析結果を踏まえ、持続可能な地域社会の実現に向けて、市民と行政が一体となり取り組んでいく必要があります。

次の質問に移ります。先ほどの答弁でもありましたように、全国的に少子高齢化が進む中で、労働人口の減少は非常に深刻な課題となっています。ここ笠間市においても、若年層の市外流出や高齢化の進行により、地域の働き手が減っているという声を様々な業界から伺っております。労働人口の減少は地域経済の縮小や産業の担い手不足に直結する問題であり、今後の笠間市の産業政策や人材対策に関わる重要なテーマだと考えております。

そこで、小項目②、労働人口の減少と市内産業への影響について。

笠間市においても、若者の市外流出や高齢化の進行により、労働力不足が深刻化していると感じています。市として、現在の労働人口の動向をどのように把握しているのか、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、概数の把握については、やはり同じように、基幹統計調査を活用しております。その中で、令和2年の国勢調査における15歳から64歳、いわゆる生産年齢人口と呼ばれる区分でございますが、4万639名で、やはり平成12年がピークでございましたが、その比較において1万4,118名減少をしているところです。

同時に、15歳以上人口のうち、就業者及び働く意思のある失業者合わせた、ここを労働力人口とくくらせていただきますが、これについては、同調査におきまして3万6,457人、同じく平成12年度の比較においては7,638人の減少となっているのが現状でございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） こうした労働人口の減少は、特に中小企業や農業、福祉、介護分野などで、深刻な人手不足を招いていると伺っております。市内の各産業においてどのような影響が出てきているのか、実態をお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 同じく、いわゆる市内の企業、事業所の状況を調査、まず数ですね、数のほうについてまず申し述べると、経済センサス及び前身の調査において、平成13年と令和3年これ単純比較をいたしますと、全体で1,233事業所、従業者数では5,753名が減少しているという数字が出てまいります。

またこれらに、いわゆる有効求人倍率等を含めました数値だけで、一概に労働力人口、さらには従業者数、求人状況の関係というものを説明できるものではございません。ただ、毎年市内の事業所、企業等の聞き取りを行っておりますが、ここ数年ずっと、とにかく人材確保が喫緊の課題であることと、あといわゆる求職者と求人側のずれは一昨日の答弁でもあったかと思いますが、この点を補正するマッチングの必要性、ここが非常に高いという状態にあると判断をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） やはり、大分減っているということですね。

このような状況に対して、市はどのような人材確保、育成策、あるいは産業支援策を講じているのか、具体的な取組について聞きたいのですが、また今後さらに必要とされる施策について、どのように検討されているのか、展望も含めてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やや抽象論になって申し訳ございませんが、まずは全体の人口といたしましては、今進めている総合戦略、これにおきまして、全ての施策を横断した指標、目標として、この生産年齢人口の抑制率というものを掲げております。そういった中で、子育て世代等の流入策というものを強く推進をしてきているところでございます。

また、移住施策と連動する形で、市内産業の担い手確保策ともつながります、例えば地域おこし協力隊の採用であったり、創業支援、学生のフィールドワークの積極的な受入れ、またここに至るまでにはUターンやIターンの推進に向けた都内での積極的な出身者を集めたセミナー活動、様々な取組を推進させていただいております。あわせて、女性や高齢層の活躍、こういったところにも取り組んできました。

人材確保という観点では、直近ではダイバーシティ経営の推進といたしまして、一昨年度から市内小規模事業所等向けに外国人の採用につながるような事例紹介などを継続して実施しており、今年度は外国人材支援センターの設置などを行ったところでございます。

あわせて、今後の展望をというところも答弁させていただきますが、今後もまずは女性、高齢層の活躍促進、関係人口の確保など各種取組を推進してまいって、とにかくこの人材確保策はどこのセクションということではなく、分野横断型で強力に進めてまいりたいと考えております。その中で、市内には非常に順調な採用を行っている市内企業等も存在しておりますので、今年度はそういった市内企業の福利厚生を含めた内容の紹介PR、卒業後

の移住を支援する地方就学学生支援事業への参画の検討、さらには関係人口による担い手確保など、1個1個の事業で大きな成果が出せるものではございませんが、産業、教育、福祉など全分野での取組と、それに合わせて居住環境などを含めたまちの魅力の強化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 笠間市も、かなり多岐に渡って取り組まれているなというふうなお話でした。今後も、行政と市民、事業者が双方向で情報を共有し、労働人口減少の影響を最小限に抑え、持続可能な地域経済の実現を目指していただきたいと思います。

様々な側面から労働力確保に向けた取組をされておりますが、実際に事業者からは、求人を出しても応募がない、後継者が見つからないといった声が寄せられており、地域経済の持続性への懸念が高まっております。特に、肉体労働、夏場は40度近くになる現場仕事はなかなか人が来ないということで、外国人材を雇用する地元企業が増えています。私の友人でも住宅基礎を専門にやっている建設会社では、ベトナム人4人を1組1班で組んでいて、位置出し、高さ出し、丁張りかけて鉄筋コンクリート打設、枠ばらしまで、もう全て外国人4人でできるようになっているというように、外国人材がかなり活躍しているという状況にあります。

労働力の確保策の一つとして、外国人材の受入れが全国的に進められています。本市においても、外国人住民の姿が以前よりも身近になってきたと感じております。私の知り合いでも外国人を雇用する市内の経営者は多く、農業、建設業、造園業、介護、自動車整備等、職種も多岐に渡るようになってきました。

そこで、小項目③、外国人労働者の動向と市の対応について伺いますが、現在、市内にはどのような国籍の方が、どのような在留資格で在住しているのか、具体的な現状をお示しください。また、その方々の増減傾向についても、説明をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 外国人労働者の動向と市の対応についての御質問でございますが、近年、外国人労働者の受入れが増加しており、主に製造業をはじめとする様々な分野において重要な役割を果たしております。笠間市に在住する外国人の主な在留資格である特定技能、技能実習、技術、人文知識、国際業務、俗にいう技人国、この三つだけを見ても5年前と比較して約3倍に増加するなど、外国からの労働者が増加しており、その存在は、産業経済の維持発展に大きく寄与していると認識しております。

このような状況を踏まえ、笠間市では外国人労働者の雇用手続や生活支援をする相談窓口を設置し、外国人材雇用を円滑に進めるため、情報提供や手続の伴走支援を行っておるところでございます。

続きまして、お話のありました人数につきましては、国別の人数につきましては、令和6年度上位4位で申し上げますと、ベトナム327名、フィリピン147名、インドネシア144

名、中国が140名とアジアの方が多く、市内で働かれているという状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 事前に商工課から頂いた資料があるのですが、笠間市国籍別在留外国人の統計という資料を頂きまして、これ5年間のもので、アジア、ブラジルもあります、ほとんどがアジア人というふうになっていますね。中国、韓国、フィリピンは数が、人数が横ばいになっていると。若干韓国が減っているというような状況で、ベトナムとインドネシアが急激に増えているというようなどころが見受けられます。この中では、高所得国としては韓国だけですね。高所得国、アジアでは日本、韓国、シンガポール、香港、マカオなのですが、それ以外のアジアの国はほとんどが中所得国になっています。その中所得国も、2040年、あと15年後には高所得国になる見通しになっています。なので、現在これだけこのアジアから人が笠間市に来ていますが、これがいつまでも続くという状況ではないということを確認して、今後の施策に進めていただきたいというふうに思います。

現在、外国人労働者の方々が市内で増加傾向にあるという御答弁でしたが、そうした外国人の方々からの問合せや相談などの対応として、外国人相談窓口があります。対応件数と主な相談内容をお伺いします。また、言語の壁にはどう対応されているのかもお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今までの外国人の相談窓口での状況でございますが、令和元年6月3日より外国人相談窓口を旧市民活動課に設置いたしました。そこでの相談件数は6年間で72件、また総合窓口、市役所の総合窓口で対応した件数は6年間で81件となっております。

言葉の壁につきましては、総合窓口が多言語映像通訳サービスの「みえる通訳」を設置して相談業務を行っており、主に中国、ベトナム語、タガログ語などの相談者が多く見受けられたと聞いております。

相談内容につきましては、日本語教室をどこでやっているのだとか、あと就業についての相談、住所変更や、それに伴う税の手続等の問合せが多かったというふうに聞いております。5月から我々産業経済部内に設置いたしました外国人材支援センターにつきましては、現在、外国籍の就労相談の方を1件、海外に居住する外国籍の家族の移住に関する相談を1件、あと事業者からのどういうふうになれば雇用できるのだという相談を1件受けているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 行政手続が主ということですが、その言語の壁、対応のアプリですか、何ですか、それタブレットですか、それスムーズに使われていますか、外国人の方。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） スムーズに使われているというふうに聞いております。

あと、言い漏れましたが、外国人材支援センターの窓口には英語が対応できる会計年度任用職員を常駐させておまして、その辺をもってトータルでサポートしているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） スムーズであることでよかったですと思います。対応件数や、主な相談内容について具体的に説明をいただき、外国人住民の方が直面している課題が多岐にわたっていることが改めて分かりました。外国人労働者の方々が孤立せず地域で安心して暮らしていけるよう、笠間市としても相談しやすい環境づくりをお願いします。

次の質問に移ります。小項目④、外国人労働者の受け入れ支援についてですが、外国人を雇用する企業にとっては、制度の理解や行政との連携が非常に重要になってきます。

今年2月に市内で開催された外国人材就労受け入れセミナーについてですが、私もそのセミナーに参加をしましたが、改めてそのセミナーの内容、参加者の反応、そして今後このような取組をどのように継続発展させていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 外国人受入れの支援についてとの御質問でございますが、市内事業者の外国人労働者の受入れを支援するため、雇用手続や外国人の生活に関する相談を受け付ける体制を整えております。これは、主に大企業ではなくて、中小企業をターゲットとした支援をしていく考えでございます。

また、令和7年2月には、先ほど議員申し上げられた、東京出入国在留管理局の職員を講師に迎え、入管法における外国人雇用の留意点について、外国人材受け入れセミナーを笠間市商工会で開催し、市内事業者8者が参加されました。セミナーの最後には、外国人材を雇用しております市内事業所の方より外国人材を受け入れる際の職場の体制づくりやサポート並びに問題点などの紹介をいただきました。このセミナーに参加した事業者は、将来外国人材の受入れを考えるに当たり、知識を得たい、外国人雇用の制度への理解をさらに深めたいとの理由で参加した方が多くおりました。

現在、産業活性化コーディネーターや窓口におきまして、外国人材の雇用に関する事業者のニーズの聞き取りというのを、特に力を入れて行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 受入れ会社のリアルな問題点だとか、そういったお話も聞けて、私もすごくよかったです。今おっしゃったように、セミナーの内容、参加者の反応について詳しい御説明をいただき、非常に有意義な取組であったことがよく分かります。実際に私も参加し、制度の理解が深まっただけでなく、受入れ企業の生の声が聞けたことは、地域全体で外国人材を受け入れる重要性を再認識する機会になったと感じております。

先日、大関議員、西山議員も質問しました笠間市外国人材支援センターについてですが、改めて質問をさせていただきます。市内事業者の支援窓口として、笠間市外国人材支援センターを今年度設置されました。

笠間市が外国人材支援センターを設置した背景とその目的について、市としてどのような課題認識、ニーズがあったのかをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 外国人材支援センターの設置の背景及び目的についてでございますが、少子高齢化の影響に伴う労働人口の減少が急激に進んでおり、ほとんどの職種において、日本人労働者が集まりにくい状況でございます。市内においても、労働力不足に悩む事業者が多いと伺っております。

このような背景を受け、人手不足の解消に向けて、市内中小企業や小規模事業者が外国人労働者を受け入れるために必要な法律や制度に関する情報を提供し、円滑な雇用の促進を図ることが重要であると考えまして、笠間市外国人材支援センターを設置いたしました。センターでは、外国人労働者の受入れに関する手続や支援情報提供、または労働者不足に悩む事業者や笠間市で就労を希望する外国人材の雇用を促進することを目的として設置したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） そういったニーズをいち早く笠間市は取り入れた、茨城県内でも初の取組だということはすばらしいことだというふうに私は思います。

次に、このセンターではどのような支援を行っていくのか、具体的な事業内容を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 具体的な事業の内容、支援内容でございますが、事業者における外国人雇用の理解を深めてもらうために、外国人材の雇用に関する基礎知識や異文化理解、外国人材を雇用している企業の事例紹介について取り上げた外国人材受け入れセミナーを、これまでも実施してまいりました。

令和7年度におきましては、これを分野ごと、例えば製造業であったり製造・建設業、サービス業、医療福祉というふうに分野に分けて、各々のマッチングができるようなセミナーを実施していきたいと考えております。

また、介護分野におきましては、介護サービス事業所が新たに外国人を受け入れる際の初期費用に対する支援を令和6年度から実施しており、4施設が活用し、7名が雇用に至ったというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 困っている業種というのはある程度絞られているので、分野ごとに対応するというのはとても良いことだと思います。まだ始まったばかりですが、開設

後の反響や実績について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 反響につきましては、まだ開設して間もないことですから、こちらから逆にプッシュ型で中小規模事業者のほうに、御用聞きという形ではないですが、行くところなので、まだ反響等については、我々としては把握はしておりません。

今の状況でございますが、先ほども答弁しましたが、外国人材を雇用したい、あとは笠間で働きたい、もしくは海外で居住している離れ離れになっている家族をこちらに呼び寄せたい等の相談を受けているところがございますので、今後、人材の雇用にかかわらず、外国人の相談を、日本で、笠間で暮らすことの相談を多様な形で受けていくことで、そういうニーズの掘り起こしというのをしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 今おっしゃったことをよろしく願いいたします。

外国人を受け入れる企業と海外の人材を送り出す組織の間には管理団体と呼ばれる、いわゆる組合が入っています。この組合は、実習生のサポートや日々の管理を行う大切な役割を担っています。実際に、茨城県外国人材支援センターの話でも、よい組合にはしっかりした優秀な実習生が集まると言われており、受け入れている企業の方々からも同様の声を聞いています。受入れ企業により組合を紹介する、ここがポイントになるというふうに私は思います。茨城県外国人材支援センターと連携しながら、企業のサポートをよろしく願いいたします。

外国人材の方々が地域の一員として安心して暮らしていけるようにすることは、多文化共生の推進だけではなく、地域の活力を保つためにも非常に重要です。センターの取組が地域全体で外国人を支える仕組みにつながることを期待して、次の質問に移ります。

小項目⑤、外国人材の確保競争と市の戦略について、質問します。

現在、全国的に労働力不足が深刻化しており、特に建設、農業、介護、製造業といった分野では、外国人材の確保が地域の維持に欠かせない課題となっています。既に、都市部を中心に外国人材の確保に向けた獲得競争が始まっているとも言われています。このことは、私が行政視察を行った川口市も、茨城県外国人材支援センターも同じく、外国人材の取り合いが今後始まってくるよということを言っていました。

そのような中で、私たち笠間市として、どのような戦略を持ち、必要な外国人材を呼び込み、地域に定着していただくのか、今こそ積極的な方針が求められていると考えます。まず、市として、現在の外国人材をめぐる全国的な競争状況についてどのような認識をお持ちでしょうか。他の自治体や企業の人材獲得競争の中で、笠間市の立ち位置や課題をどう分析しているのか、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それでは、外国人人材の確保競争と市の戦略について、ちょっと抽象的になりますが、答弁させていただきます。

外国人材の確保競争と市の戦略についてでございますが、外国人の確保は、地域経済の成長や人手不足の解消において非常に重要な課題であると認識しております。

笠間市では、事業者のニーズに応じた外国人材の受入れを促進するための取組を進めており、その一環として、県内他の自治体に先駆けて、笠間市外国人材支援センターの設置を行いました。センターでは、外国人労働者に笠間を選んでいただくための重要な戦略の一つとして、外国人労働者にとって働きやすく、安心して生活できる環境を整えていくことが重要であると考えております。そのため、事業者が外国人労働者を受け入れる環境を整えるための支援や、外国人労働者が安心して生活できるための相談支援体制の強化、または茨城県の外国人材支援センターや、先ほど議員からお話のあった管理団体の皆様と連携を取りながら、外国人の方に選んでいただける笠間市というのをつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 私もその川口市や茨城県の人材センターから獲得競争が始まるよということを言われてぴんときなかつたのですけれども、私の友人で物を作って海外に売って、英語力が堪能な友人がいるのですけれども、彼はもうアジア各国歩いた、ヨーロッパに行ったりしてる中で、そういう外国人の話の中で、笠間市にもインドネシア人がたくさんいるよというような話をしたのですけれども、その彼はそんな長くは続かないよと、インドネシアも都市部の開発や港の開発がものすごく進んでいて、彼が販売しているものもかなり売れるようになってきてるよという話を聞いて、またアジア圏が15年後にはもう高所得国に、インドも含めてなっていくよという話を確認した中で、そういうことがもう都市部から始まっているのだなという認識をしました。笠間市も、そういったことを踏まえて、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。小項目⑥、県内の他市町村における外国人材の動向について。

近年、人口減少や労働力不足の影響で、外国人材の受入れが全国的に進んでいます。茨城県内でも、特に農業、介護、製造業などの現場で外国人の方々活躍している状況を耳にします。一方で、受入れに当たっては、生活支援や地域との共生、教育環境の整備など、行政の関与が求められる分野も多いと感じております。

そこで今回は、県内の他市町村における外国人材の受入れ状況や取組についてお聞きし、併せて笠間市としての課題や展望をお伺いしたいと思います。

まず初めに、茨城県内の他市町村では、外国人材の受入れについてどのような状況になっているのか、市として把握している範囲で教えていただきたいのですが、特に受入れが進んでいる自治体、特徴的な取組がある事例などがあれば、併せて御紹介ください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 県内の他市町村における外国人材の動向についての御質問でございますが、茨城県内の他市町村におかれましても外国人材の受入れが進んでおり、製造業や農業、サービス業など様々な分野において労働力不足を補うため、外国人材の受入れが積極的に行われております。

具体的なデータとして、令和6年10月末時点で外国人労働者を雇用している県内の事業所数は9,441事業所に達し、これは全国10位という高い順位を示しております。この数は、令和5年度と比較して799事業所も増加しており、外国人材の受入れが進んでいることを示しております。特に、外国人材の半数以上が県南地域や鹿行地域、こちらに集中しており、これらの地域では、製造業や農業を中心に外国人材の需要が高く、労働者の高齢化や後継者不足、労働環境などの要因により若者等の労働力確保が難しくなっている中、外国人材がその不足を補う重要な役割を果たしていると思っております。

地域別で見ますと、県南、つくば市とかというのは、どちらかという知識を活用した労働者の方、研究機関などにお勤めになっている方が多いというふうに聞いておるところでございますが、県南や鹿行にいきますと、やはり農業での外国人の需要が多いと聞いております。他の市町村では、外国人の相談窓口としては、古河、結城、八千代、境など、あとは常総、土浦などが相談窓口を設置、これはあくまでも生活の相談窓口でございます。また、常総市では、令和6年に外国人材受け入れセミナーを実施しているほか、外国人の児童が多いことから、児童生徒に対する日本語教育の支援なんかも行っているということ聞いております。特に常総市に、あの辺の地域に関しましては、ポルトガル語の言語を使う方が非常に多い地域なので、学校の教育などでも指導教員をつけて対応しているというお話も聞いておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 答弁いただいたように、近年、茨城県内では外国人労働者の数が着実に増加しております。この背景には、県が積極的に進めている企業誘致の取組があり、実際に茨城県は、8年連続で他県からの企業誘致数全国1位を達成しているという実績があります。こうした産業の拡大に伴い、特に製造業などの分野で外国人材のニーズが高まっており、それに対応する形で、県としても多文化共生社会の構築に力を入れていることが分かります。

私は先日、茨城県立地推進部立地推進課及び茨城県外国人材支援センターを、行政視察を行いました。そこでの説明からも、企業誘致と外国人材受入れの両輪で地域の産業と人口維持を支えようという県の方針が、明確に示されておりました。また、外国人材支援センターでは日本語学習や生活支援、相談窓口の整備など、多方面から外国人の方々を支える取組が行われており、県全体で共生社会の実現に向けた土台づくりが着実に進められていると感じました。

こうした県の動きを踏まえた上で、次に本市の対応について伺います。本市として、今

後の外国人労働者の増加をどう見込んでいるのか、また企業誘致や産業振興と連動した受入れ環境の整備についてどのように捉えておられるのか、御見解をお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 外国人材の増加の見込みと受入れ環境の整備についての質問でございますが、まず今後の外国人材の増加の見込みでございますが、労働力人口が減少する見通しの中、市内産業の担い手確保において外国人材の活用は不可欠であり、現在も外国人材が増加傾向にあることを踏まえまして、今後も外国人材は増加していくものと考えております。

その上で、市といたしましては、積極的な外国人材の相談、支援体制の強化により、外国人材が安心して生活、就労できる環境を整えることで外国人材の定着を促し、事業者にとっても外国人材を雇用しやすい環境にすることが、笠間市の企業誘致、産業振興に寄与するものと考えており、本年度、今年4月1日に立ち上げ、5月1日から本格業務を進めた中で、本年度につきましては中小事業者のニーズの聞き取りをいたしまして、大企業は大企業で独自の外国人材の雇用というのは行っているところでございますので、それよりは中小企業にターゲットに絞ってニーズの拾い出しをし、それに対してどのような施策を打つのが一番有効なのかというのを、他の自治体に先駆けて構築していきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 近年、茨城県における外国人住民の数は、年々増加傾向にあります。昨年は2万人以上、一昨年も2万人以上です。増えています。特に県南地域ではその伸びが顕著で、就労や定住を目的とした外国人の流入が進んでおります。その背景には、首都圏からおよそ50キロ圏内という地理的優位性に加え、圏央道の整備が進んでいることが挙げられます。圏央道は来年度中に県内区間の2車線化工事が完了する見込みとなっております。これによりさらなる物流の円滑化や企業進出が見込まれています。実際に茨城県では、企業誘致の件数がここ数年で増加傾向にあり、県の産業基盤の拡大とともに、外国人材の需要も高まっております。例えば、県南の常総市では、既に市民の約11%が外国人住民という状況、10人に1人は外国人という状況にあります。製造業や農業分野を中心に、外国人材が地域社会において大きな役割を果たしています。こうした動向を踏まえると、今後は本市笠間市においても、外国人住民の増加が十分に予想されるところであり、それに備えた対応が求められる局面に入っていると感じております。

そこで次の質問に移ります。小項目⑦、川口市の多文化共生施策から見るヒントと課題について。

先日、私は、埼玉県川口市に行政視察を行いました。川口市の人口は60万7,000人、そのうち外国人は4万8,000人で、約8%が外国人です。政令指定都市を除く自治体では、川口市が在留外国人の数は最多です。10年前の2万5,000人から外国人の数が倍近くにな

り、急激に在留外国人が増えた自治体です。

川口市では、外国人との共生に向けた取組が進んでおり、多文化共生を前提としたまちづくりが印象的で、まるで近未来の日本を見てきたかのように衝撃的な印象を受けました。本市においても、川口市のような多文化共生施策の先進的な事例を参考にしていくことが重要だと思います。

ヒントになることと課題について伺いますが、まずは川口市の取組の中で特に笠間市でも活用できると思われた施策があれば、それについて市としてどのように受け止め、生かしていくのか、御見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 3番河原井議員の御質問にお答えいたします。

川口市は10年以上前から全国の中でも外国人住民比率が高いことで知られ、川口市多文化共生指針に基づき、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりに取り組んでおります。具体的には、多言語ボランティアの育成支援、外国人生活入門ガイドブックの作成や、外国人住民向けのポータルサイトの開設など、多言語対応行政サービスの導入や、多文化触れ合いフェスタなど外国住民との交流イベントを開催し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進する多岐にわたる政策を実施しております。

笠間市においても、川口市の先進的な取組を参考に、日本人と外国人の相互理解を促進するための取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 川口市のような先進事例をしっかりと参考にしながら、本市でも段階的に共生社会の取組を進めていく必要を感じます。

とにかく様々な施策を行っているわけですが、特にすごいなと思ったのが、令和4年に開設した川口市独自の外国人向けのポータルサイトです。外国人住民に対し、生活における様々な手続やルール、マナーの周知と理解を図るためのデジタルコンテンツです。一つの統一したQRコードを読み取るとユーザー端末の言語設定を自動で識別し、日本語を介さずに閲覧できるポータルサイトで、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、トルコ語、ネパール語、やさしい日本語、英語の8か国に対応し、在留資格についてや救急、警察、防災、災害、健康保険、税金、引っ越しやごみ出しや、日本語を学ぶこともできるポータルサイトになっています。また、地域のNPOやボランティアの皆さん20団体と行政が連携して、日本語学習教室21教室が対面式やオンライン形式での無料の日本語講座を開いています。

川口市は全国でも有数の多文化共生が進んだ自治体であり、外国人住民との共生社会の構築に向けて、先進的な取組を行っています。一方で、共生が進むからこそ見えてくる課題や、新たに生じる課題もあると感じました。そこで次に、こうした多文化共生に伴う課題として、市としてどのように認識し、今後どのように向き合っていくのかをお伺いいた

します。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 川口市では外国人の増加により、生活の習慣の違いによる地域住民とのトラブルですね、夜間の騒音でしたりごみの不法投棄など、一部の外国人による犯罪など、トラブルなどの課題も増えているという話は聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 次に、私が行政視察で実際に聞いてきた川口市における多文化共生に伴う課題について御紹介します。

川口市では外国人住民の増加に伴い、治安や地域の安心安全に大きな課題が生じています。特に深刻なのは外国人による犯罪の増加であり、現場では大変な御苦勞があるとのこと。この問題について、私は川口市危機管理部犯罪対策室から直接話を伺ってまいりました。川口市では埼玉県警、市、地域団体、外国人団体が連携し、外国人住民と合同でパトロール活動を行っており、通称青パトと呼ばれる青色防犯パトロール車は100台体制で運用されています。それでもなお対応が追いつかず、今年度さらに8台を追加し、合計108台でパトロールを行っているとのこと。これは、埼玉県全体に配備されている青パトのおよそ3分の1が、川口に集中している計算になります。

こうした治安対策の背景には、トルコ出身のクルド人同士による部族間の対立を背景としたトラブルがありました。昨年、病院に100人近くが押しかけ、救急搬送が困難になるほどの騒動が発生し、その後、殺人未遂容疑で4人が逮捕されるという重大事件に発展しました。この事件を受け、川口市議会では一部外国人による犯罪の取締り強化を求める意見書を議決し、国に提出。これにより、市は国に対して、不法行為を行う外国人に対して法に基づき厳格に対処するよう要望するとともに、警察との連携を強化し、犯罪発生状況の把握、捜査、逮捕、更生に向けた体制強化を進めました。その一環として、防犯対策室には、埼玉県警の現職警官が1名配属されています。

問題の根底にはビザ制度の盲点もあり、日本とトルコの間には短期滞在ビザ免除措置があり、これを利用して、ビザなしで入国し難民申請を行うクルド人が増えているとのこと。しかし、日本でクルド人が難民として認定されたのは、過去40年間でわずか1人とどまり、認定が難しいことを知りながらも、再申請を繰り返すことで20年にわたり日本に在留している方もいるという実態があります。難民申請は、たとえ犯罪を犯しても、強制送還ができず仮放免となるため、就労もままならず、再犯のリスクが高まるという悪循環が生じています。さらに、行政の呼びかけに応じないケースもあり、支援の手が届かない実情もあると伺いました。

一方で、日本語が堪能なクルド人の中には、地域社会のかけ橋役として重要なキーパーソンとなり得る方もおり、行政ではそうした人材をコミュニティーの協力者として育成、活用する取組も進めています。キーパーソンとなるリーダー探しを行政が行っていると、

大変な作業をしているわけです。

このように、川口市は、多文化共生の最前線において地域社会と行政が一体となって課題に対応している現実があります。しかし、こうした状況は、川口市に限った特殊な事例ではなく、今後外国人住民の増加が見込まれる全国の自治体に共通する可能性のある課題であると考えます。笠間市においても、今後外国人の受入れが進み、多文化共生が今後本格化していく中で、同様の問題が生じる可能性は十分にあります。治安の維持、住民との信頼関係の構築、外国人との効果的なコミュニケーション、そして法的に整合性のある対応体制の整備など、課題は多岐にわたります。だからこそ、今のうちから制度や連携体制、地域社会の理解促進など、備えを講じておく必要があると考えます。

そこでお伺いします。笠間市として、将来的に外国人住民が増加した場合の治安や地域の秩序維持に向けた課題にどのように備えていくのかをお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 市としての治安や秩序の維持というような御質問だったかと思えます。

まず、外国人の方が地域とのトラブルなく生活がまずできるように、外国人を雇用している事業者に対しまして、地域のルールを守るよう従業員への教育の徹底をお願いしていくことが必要かなというふうに考えております。また、地域から治安に関する相談などがあれば、警察に連絡し定期的なパトロールをお願いするなど、対応していくことも必要であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 外国人住民の数が增えるに従って、就労、教育、医療、住まいといった多様な分野において、個別具体的な課題も出てくると思えます。市としても、現場の声を丁寧に拾いながら、必要に応じて制度や支援の在り方を見直していく姿勢を持ち続けていただきたいと思えます。今後も、笠間市らしい多文化共生の形を地域全体でつくっていただけるよう、引き続き取組を進めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

小項目⑧、外国人との共生と国際交流の今後について、質問してまいります。

外国人との共生について、お尋ねします。外国人住民の方々が地域の一員として安心して暮らし、地域に貢献できる環境を整えることは、今後ますます重要になります。

本市の国際交流への取組、今後の共生社会の実現に向けて、どのような施策を進めてきたか、さらにどう進展させていくのか、市の展望をお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 外国人との共生については、少子化による労働力不足を補うという解決策の一つである一方、言語や文化の違いによる地域住民とのトラブルなどの課題も指摘されているところでございます。

これらの課題の解決のためには、外国人に向けた取組も必要でございます。市民が異文

化を理解するための国際交流の取組なども重要であると考えます。このことから、現在、市では、台湾との小中学生の交流、高校生の留学支援など、世代を担う子どもたちが異文化や多様性を受け入れる心を育てるための取組なども行っているところでございます。また、市内では、日本語教室開催や外国観光ガイドなどを担っている笠間市国際交流協会をはじめ、他の団体や個人において様々な国際交流活動が行われております。

このように、行政と関係団体とが手を携えて市民一人一人の意識の醸成を図りつつ、また、今年4月に開設しました笠間市外国人材センターを中心に、外国人への情報提供や相談支援を行うことにより、笠間市の多文化共生の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） しっかりとお願いいたします。

次に、多文化共生の推進について、伺います。

私は先日、茨城県国際交流協会を視察してきました。その際、協会の方から、多文化共生社会の実現には、外国人を受け入れるための土台づくりが重要であるとのお話がありました。特に、地域の住民が外国の文化や暮らしに理解を深めることが、共生の第一歩につながるということを感じました。

その一環として、協会が実施している「ワールドキャラバン」という国際交流事業についても御紹介いただきました。これは、外国人出身の県内在住者が講師となり、自分の出身国の文化や暮らしを学校や地域の場で紹介するという取組で、子どもたちや地域住民が楽しみながら異文化に触れることができる貴重な機会となっています。視察時には、このワールドキャラバンをぜひ笠間市でも受け入れてほしいという協会からの提案もございました。以前は笠間市も受け入れていたとの話も伺いました。

そこで伺います。本市として、こうした国際交流事業を積極的に取り入れ、外国人と学校との相互理解を深める取組を進めるお考えはあるのか、またワールドキャラバンのような外部事業の受入れについてどのようにお考えしているのかを聞かせてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

ワールドキャラバンについては、長年にわたって県の国際交流協会が行ってきた事業でございます。近年1人1台タブレット端末が配置されるようになって、海外はもとより、国内の子どもたちとの交流というのが盛んになってきたので、この事業自体がだんだん縮小されてきたというのも考えております。

先ほど総務部長から答弁があったとおり、本市の場合には、台湾との交流を努めています。第3言語の英語での交流ということが主だったんですけども、この交流に併せて、市内中学校の中学校1年生全員が中国語講座を5時間、今学習している状況です。大人同士の関係ではなくて、子どもたち同士の緩やかな関係が将来にわたって台湾とつながよう

になれば、異文化が交流できるということの思いでこの事業を行っておりますので、今後ともその事業を続けていくということで、現在のところキャラバン事業を活用する考え等はございません。

ただ、今後、外国人の受入れが本市の中で進んでいけば、海外の留学ではなくて、外国人宅に留学する国内交流という、国内留学というのも進められれば、もっと市民と外国人が打ち解けるといふ部分はできてくると思いますので、社会教育の分野でそのことについては考えていきたいなと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 分かりました。環境が変わってきて、このワールドキャラバンということ自体が薄れてきたというようなお話ですけれども、特に小学生のような小さいうちからこうした体験をすることはとても大切で、なぜなら異なる文化や価値観に触れることで、違いを認め合う心や多様な人たちと関わる力が自然と生まれるかなと思うので、ワールドキャラバンに限らず、国際交流を子どもたちに小さい頃からやっていただけることを私は望みます。ぜひ、そういったことを検討してください。

最後に、山口市長に質問いたします。多文化共生への考えやビジョンについて、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） ちょっと難しい質問でございますが、今回、外国人支援センターの設置までに至ったまじり経緯を含めてお話させていただきますと、日本全体ではいわゆる生産労働力の人口が大幅に減って行って、今後日本の経済社会を支える上で、いわゆる外国人労働者が必要だというような背景があつて、どんどん外国人が入ってきていると。笠間市を考えた場合、外国人に対する窓口というのは、今までは国際交流の分野でしかなかったのです。そういう、いわゆる労働者にどう対応していくかという部分がなかったので、そこの部分の窓口として、商工課内に支援センターを設置したということでありまして、外国人もいろいろな方がいますし、いろいろな国からも来ていますし、夫婦で住んでいる方もいらっしゃいますし、どちらかというとならそういう方が対象ではなくて、労働力として受け入れる技能実習生とか特定技能だとか、そういう方の窓口には、対象にするというのが考え方でありまして、だからといって、笠間市が何でもするのだというほどの体制はまだ、そこまでは至っておりません。

今のところ、相談をしっかりと受け付けるというような対応ではありますが、今後充実していくことは多文化共生社会の中では必要だと思っておりますし、労働者を受け入れる中では、先ほど河原井議員もありましたが、事業者とか管理団体ですね、これの役割が一番重要なのです。受け入れた外国人をしっかりと日本の生活に慣らさせるのも、本来は役所でやるより事業者がそれをやるべきであつて、管理団体はそういう業務をしっかりとやるための管理団体であると思うので、そこの連携をしっかりと取っていくと。ただ、それ以外のいろい

ろな課題もありますので、先ほどの川口市の事例なんかを参考に取り入れていきたいなと思っています。

また一方で、茨城県も全国で一番不法就労者が多いと言われております。観光ビザで入って、そのまま不法就労になっちゃう。やっぱり、こういうのは法律改正をしたり、運転免許も今度見直しをするという話があります。

やっぱり、この多民族国家、外国人との共生社会をつくる上では日本人の理解も必要ですし、そういう法律を見直していくということも安心安全な社会づくり、外国人との社会づくりの中では必要なのではないかなと思っています。まだスタートしたばかりですが、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君。

○3番（河原井信之君） 市長から明確なビジョンというか、お考えをいただきました。

今回、川口市に行政視察をしに行きましたけれども、川口市は急激に増えてしまったため、対応が後手後手に回って、後から対応対応ということになっているということなので、笠間市はまだそれほど、1,200人程度ですから多いわけではありませんので、まだ準備ができるねというお話もいただきました。しっかりとそういった外国人が増えていくことに対して、準備をしていただきたいと思います。

市として多文化共生への明確なビジョンと、それを地域全体で支え合う姿勢が、将来の笠間市にとって大きな力になると私は信じております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 3番河原井信之君の一般質問を終わります。

---

## 散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、10日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 坂 本 奈 央 子

署 名 議 員 安 見 貴 志